

衆議院 經濟産業委員會 會議録 第八号

令和五年四月五日(水曜日)

午後一時六分開議

出席委員

委員長 竹内 讓君

理事 井原 巧君 理事 岩田 和親君

理事 関 芳弘君 理事 細田 健一君

理事 落合 貴之君 理事 山崎 誠君

理事 小野 泰輔君 理事 中野 洋昌君

青山 周平君 石川 昭政君

稲田 朋美君 加藤 竜祥君

上川 陽子君 小森 卓郎君

國場幸之助君 佐々木 紀君

塩崎 彰久君 鈴木 淳司君

土田 慎君 富樫 博之君

長坂 康正君 福田 達夫君

牧島かれん君 松本 洋平君

宗清 皇一君 山際大志郎君

山下 貴司君 大島 敦君

菅 直人君 田嶋 要君

馬場 雄基君 山岡 達丸君

足立 康史君 遠藤 良太君

前川 清成君 中川 宏昌君

鈴木 義弘君 笠井 亮君

國務大臣 (GX実行推進担当) 西村 康稔君

政府特別補佐人 (原子力規制委員会委員長) 山中 伸介君

政府参考人 (内閣官房GX実行推進室次長) 保坂 伸君

政府参考人 (資源エネルギー庁長官) 覺道 崇文君

政府参考人 (内閣府科学技術・イノベーション推進事務局審議官) 福永 哲郎君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 福永 哲郎君

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長) 井上 博雄君

政府参考人 (資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 松山 泰浩君

経済産業委員会専門員 藤田 和光君

委員の異動

四月五日

辞任

石井 拓君

今枝宗一郎君

堀井 学君

同日

辞任

青山 周平君

加藤 竜祥君

塩崎 彰久君

補欠選任

塩崎 彰久君

加藤 竜祥君

青山 周平君

補欠選任

堀井 学君

今枝宗一郎君

石井 拓君

三月三十日

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二二六号)

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二二六号)

本日(の)會議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二二六号)

○竹内委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、脱炭素社会の実現に向けた電気供給

体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案を議題といたします。西村国務大臣。

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○西村(康)国務大臣 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

ロシアによるウクライナ侵略等により、世界のエネルギー情勢は一変し、諸外国は早期の脱炭素社会への移行に向けた取組を加速しています。こうした中、資源に乏しい我が国においても、グリーン・トランスフォーメーション、いわゆるGXに向けて取り組むとともに、エネルギーの安定供給を確保することが重要です。

このため、再生可能エネルギーの最大限導入に向けて、系統整備を加速しつつ、国民負担の抑制と地域との共生の両立に取り組むとともに、原子力については、安全性の確保を大前提とした上でその活用を進めるなど、脱炭素電源の利用促進と電気の安定供給を確保するための措置を講ずる必要があります。

本法は、こうした内容を盛り込んだ上で、本年二月に閣議決定したGX実現に向けた基本方針に基づき、所要の措置を講ずるものであります。

次に、本法の要旨を御説明申し上げます。まず、電気事業法の一部改正です。第一に、発電用原子炉の運転期間を四十年と定

めた上で、原子力規制委員会による運転停止命令等を受けていないこと等の基準を適合していると認められるときに限り、経済産業大臣が認可し、運転期間の延長を認めることとします。その際、運転期間は最長で六十年に制限するという現行の枠組みは維持した上で、安全規制に係る制度の変更等の予見し難い事由により運転を停止した期間と認められる期間に限り、六十年の運転期間の力ウントから除外することとします。

第二に、広域系統整備計画に定められた一定規模以上の電気工作物の整備等を実施する一般送配電事業者等は、その整備等に関する計画について、経済産業大臣の認定を受けることができるものとし、広域的運営推進機関の業務に、当該認定を受けた者に対して当該電気工作物の整備等に必要資金の貸付けを行う業務を追加します。

次に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正です。発電用原子炉設置者に対して、運転を開始した日から起算して三十年を超えて発電用原子炉を運転しようとするときは、あらかじめ、その発電用原子炉について、十年を超えない期間ごとに、当該施設の劣化に関する技術的な評価を行い、その劣化を管理するための措置等を記載した長期施設管理計画を作成し、原子力規制委員会の認可を受けること等を義務づけることとします。

次に、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の一部改正です。使用済燃料再処理機構の業務に廃炉推進業務を追加した上で、同機構の名称を使用済燃料再処理・廃炉推進機構に改めるとともに、同機構が行う廃炉推進業務に必要な費用に充てるため、実用発電用原子炉設置者等に対して、同機構に廃炉拠

出金を納付することを義務づけることとします。次に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に

第一に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に

関する特別措置法の一部改正です。

第一に、既存の再生可能エネルギー発電設備を最大限活用するため、認定事業者がその発電設備の増設等を行う場合は、増設等に係る部分にのみ最新の価格を適用する措置を講じます。

第二に、再生可能エネルギー発電事業計画の認定の要件にその事業の実施内容を周辺地域の住民に周知することを加えるとともに、認定基準に違反する認定事業者に対して交付金による支援額の積立てを命ずる措置を創設するなど、事業規律を強化します。

第三に、今般、電気事業法において創設する認定制度の認定を受けた事業者が、当該認定に係る計画に従って、再生可能エネルギー電気の利用の促進に資する電気工作物を設置しようとするときは、その工事を開始した日から、特定系統設置交付金の交付を受けることを可能とします。

次に、原子力基本法の一部改正です。
エネルギーとしての原子力利用は、国及び原子力事業者が安全神話に陥り、東京電力福島第一原子力発電所の事故を防止することができなかったことを真摯に反省した上で、原子力事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならぬという認識に立ってこれを行うものとし、当該原子力利用に当たつての国及び原子力事業者の責務を明確化する等の措置を講じます。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。
何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○竹内委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○竹内委員長 この際、お諮りいたします。
本案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房GX実行推進室次長兼資源エネルギー庁長官保坂伸君、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局審議官覺道崇文君、経済産業省大臣官房審

議官福永哲郎君、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長井上博雄君及び資源エネルギー庁電力・ガス事業部長松山泰浩君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○竹内委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○竹内委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申出がありますので、順次これを許します。石川昭政君。

○石川(昭)委員 自由民主党の石川昭政です。
今回、五本の束ねということで、大変複雑な法律になっておりますけれども、国民の皆様に分かりやすく、大臣それから役所の皆様も御答弁いただきたいと思えます。

それで、本題に入る前に、急を要する事案が中国で発生いたしましたので、これだけちよつと一問先にお伺いしたいと思っております。
去る三月二十六日、アステラス製薬の中国の現地法人の日本人の方が中国の国家安全局に拘束された事案が発生いたしました。これについては、私の地元、高萩市に工場があるものですから、非常に他人事でないということで心配をしているところでございます。

また、中国も反スパイ法ということでもかなりこれから範囲が拡大していく中で、中国への投資を呼びかけつつ、日本の経済活動というのが難しくなっていくのではないかとというふうに感じております。こういったリスクを、中国に出ている企業はリスクを認識すべきだと思っております。

また、鈴木英司さんという、六年ぐらい中国で拘束されて帰国した方から直接お話を聞きましたけれども、起訴されれば間違いなく一〇〇％有罪だ。なので、今、恐らく、起訴される前の居住監視中という取調べの状況にあるようなんでですけども、この期間にいかにかに解放を求めていくかということが重要だというふうに鈴木氏は言っております。

ります。
経産大臣として、いち早くこの拘束された日本人の方を解放するように動いていただきたいと思えますけれども、大臣の御見解、取組をお伺いしたいと思えます。

○西村(康)国務大臣 今回の邦人拘束事案につきまして、政府として、中国側には厳重に抗議をするとともに、早期解放を引き続き強く求めていく考えであります。

このような事案が発生しますと、中国でビジネスができないという不安の声、強い声、これが経済界にもございますし、十分理解できるものであります。中国との経済関係、これも、安全面も含めた正当な経済活動が保障されること、そして、透明で予見可能なビジネス環境があつてこそのものであります。

経産省として、中国ビジネスに関わる企業関係者の安全確保や透明で公平なビジネス環境の確保に向けて、これは私自身含めて様々なレベルで中国側に対して粘り強く働きかけていきたいと思えますし、中国のビジネス環境をしつかりと見極めます。我が国産業界との間で注意喚起を含めた適切な対応を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○石川(昭)委員 これは外務省だけの問題ではなくて、政府挙げて是非取り組んでいただきたいとお願ひ申し上げます。
次に移ります。
さきの委員会でも採決いたしましたGX推進法について、私も議論を聞いていてちよつと気になる点がございますので、ここで確認をさせていただきますかと思ひます。

今後十年間で百五十兆円の官民の投資を行うというところでございますが、百五十兆円もの巨額を投じて、どれだけ我が国のエネルギー自給率が向上するのかがという視点がいま一つ分からなかったわけでございます。

もちろん、特定の国に依存するということは避けるべきだというのは共通の認識だと思ひますけれども、これから、水素であるとかSAFとか合成燃料とか、新しい燃料を作る場合に、国の政策を見ますと、四〇年頃に何万トン、あるいは数値目標とコストというような目標はあるんですけども、我が国で自給できる割合がどのくらいか、こういう指標が私は欠けているんじゃないかと思うんです。これについて、大臣の御見解をお伺いします。

○西村(康)国務大臣 まさにGXは、化石燃料からの脱却にとどまらず、エネルギー、全産業、ひいては経済社会の大変革を実行するものであります。GXの取組を進めることで、脱炭素、エネルギー安定供給、そして経済成長の三つを同時に実現することが重要でありまして、この方針に基づいて、GX基本方針を閣議決定し、法案も提出させていただきます。

その中で、再エネの最大限活用、安全性が確保された原子力の活用など、御指摘のエネルギー自給率の向上に資する脱炭素効果の高い電源への転換を推進する方針を明確にしているところであります。

また、GX経済移行債による二十兆円規模の支援対象についても、排出削減のみならず、経済成長、競争力強化についても重要な要件としておりまして、国内の人的、物的投資拡大につながるものをおとし、国内への波及が見込めない設備投資など国内排出削減に利かない事業などは支援対象外とすることを想定しております。

エネルギーは社会経済活動を支える基盤、土台であります。できるだけ安価で安定的なエネルギー供給を確保することは最重要課題でありまして、百五十兆円超の官民投資によって、二〇三〇年四六％排出削減、この目標実現を加速させ、それに必要となるエネルギーミックスを実現できれば、エネルギー自給率は現在の倍以上の三〇％程度となる見込みであります。

御指摘のように、脱炭素化を進めても、結局海外に依存するということになってしまつては、自給率、我が国の安定供給ということにつながら

い面がありますので、安定供給の確保というこ
と、そしてエネルギー自給率の向上、これにも資
する形でしっかりと取り組んでいきたいというふ
うに考えております。

○石川(昭)委員 政策的には是非そういう方向で
取り組んでいただきたいと思えます。

次に、原子力委員会の役割についてお伺いし
たいと思えます。

去る二月二十日、原子力委員会において、原子
力利用の基本的な考え方というものが示されまし
た。

本来、原子力委員会というのは、私が考える
に、原子力に対する研究開発などの推進と規制
を、バランスを考慮しながら、原子力の適正利用
の方針を示す役割があるのではないかと、むしろ、
そういう役割を是非取っていただきたいと思うん
です。

例えばですけれども、今の原子力規制の中で、
ゼロリスクはないんだということ今審査が進ん
でいるわけですけれども、やはりこの中に、安全
目標を入れたらいいのではないかと、安全目標を
是非取り入れたらいいのではないかと、これを
原子力委員会から原子力規制委員会に投げかけ
てみるのか、検討を促してみるか、そういう役割
を果たしながら、規制と推進をバランスよく進め
ていく、そういう役割を私は期待したいんですけ
れども、これについて、今、原子力委員会はどの
ように考えていますか。お伺いしたいと思いま
す。

○覺道政府参考人 お答えを申し上げます。

原子力委員会では、今委員から御指摘ございま
したように、今後の原子力政策について政府とし
ての長期的な方向性を示す原子力利用に関する基
本的考え方を本年二月二十日に決定をいたしまし
て、その後、二月二十八日の閣議において、尊重
される決定がなされてございます。

当該基本的考え方におきましては、原子力安全
を最優先課題として取り組んでいくことが必要と
指摘するとともに、国による規制活動について

は、必要となる審査に加え、規制当局と原子力発
電事業者が対等な立場でのコミュニケーション等
を通じて、原子力発電事業者の自主的な安全性向
上の取組を促していくことが重要であるとしてご
ざいます。

基本的考え方の取りまとめに当たりましては、
原子力規制庁からのヒアリング、原子力規制委員
会と原子力委員会との意見交換を実施をいたしま
して、それらの議論等も踏まえまして取りまとめ
られたところでございます。

また、今御指摘ございました安全目標につきま
しては、諸外国におきましても、各国の規制当局
による目標設定がなされているものと承知をして
いるところでございます。

原子力委員会としましては、今後とも、原子力
規制委員会との意見交換会の実施などを始めまし
て、各省庁及び関係機関と積極的にコミュニケーション
を図り、基本的考え方の実効性を高めるた
めに尽力をすまいと考えてございます。

○石川(昭)委員 是非、規制委員会とも綿密にコ
ミュニケーションを取っていただきたい、これは
お願いしたいと思えます。

それでは、今回の法案の肝であります運転停止
期間の延長についてお伺いしたいと思います。

これは、いわゆるサッカーでいうとロスタイ
ムの部分を、後ろに延長を認めるという話でござ
います。これは、安倍政権当時もそういう構想は
あったものの、なかなか前に進まなかった。それ
が、岸田総理それから西村経産大臣の下でこうい
う法改正がなされるというのは、大きな英断だと
私は評価したいと思います。

そこで、お伺いしたいと思います。

原子力炉が止まるというのは、いろいろな理由で
止まっているわけです。十三か月に一回の定検で
あるとか、ちょっとした地震があるとか、いろい
ろな理由で止まるわけです。その中で、今、東電
柏崎刈羽のように、電力会社の不祥事によって、
審査が止まったり、原子力炉が止まったりするケ
ースもございます。

そこで、この運転停止期間をどう判断、ここは
認める、ここは認めないというその基準があるは
ずなんですけれども、この取扱いについて、どの
ような機関で誰が判断していくのか。それから、
停止期間も、送電を止めた時点なのか、それとも
タービンと原子炉を切り離すとか、あるいは燃料
棒を抜いた時点とか、いろいろなタイミングがあ
るわけですけれども、これについて、今の検討状
況はどのようになっているでしょうか。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

今般の運転期間に関する措置は、実質的な運転
期間六十年という上限は維持しつつ、震災以降の
法制度の変更など、事業者から見ると他律的な要素
によって停止していた期間に限り、六十年の運転
期間のカウントから除外することを認めるという
利用政策の立場からの政策判断を行うものでござ
います。

その中で、今委員からお尋ねのありました点に
ついて申し上げますと、電気事業法の改正法案の
中で、運転期間については「発電事業の用に供す
るため、発電用原子炉を運転することができる期
間」と規定しておりまして、お尋ねの、運転期間
のカウントから除外する期間のまず始点について
申し上げますと、具体的には、運転中の原子炉に
ついては、法制度の変更や行政指導等に基づき、
当該原子炉を送電系統から切り離したいわゆる解
列の時点だと考えておりますし、運転停止中の原
子炉につきましては、運転することができなくな
る原因となった法制度の変更や行政指導等の効力
が発生した時点というふうに考えてございます。

いずれの場合におきましても、具体的な期間等
につきましては、事業者からの申請内容を個別に
審査した上で判断していくものと考えてございま
す。

その上で、今委員から御指摘ございました柏
崎刈羽原子力発電所につきましては、二〇二一年
四月に、核物質防護の不備、これは事業者の不備
によりまして、原子力規制委員会から核燃料移動
禁止命令が出され、運転できない状態にございま

す。このように、事業者自らの行為の結果のみに
より運転停止していることが客観的に明らかな期
間については、カウント除外の対象とはならない
ものと考えているところでございます。

他方、特定重大事故等対処施設及び新規基準
において新たに要求されたもの、こういうものに
つきましては、これに対応するための停止期間
は、カウント除外の対象となり得ると考えてござ
います。

いずれにいたしましても、この法の執行に当た
りましては、的確な審査体制を整備することが重
要であり、この上で、どういう期間になっていく
かということの審査は、成立した暁にはしっかりと
対応してまいりたいと考えてございます。

○石川(昭)委員 やはり事業者が自らの不祥事だ
とか不備によって止まった場合は、このカウント
には該当しない、除外されるというわけですか
ら、これは事業者にとって安全とかガバナンスと
かいうものに対してきちっとやろうという動機づ
けになると思えますので、それは非常にいい方向
だなというふうに思えます。

次に、事業環境整備について、大臣にお伺いし
たいと思えます。

今、安全対策工事も含めると、約一兆円ほど
の、一基一兆円ほどの投資が必要となってまいり
ます。原子力事業者がこれから必要な安全対策あ
るいは廃炉費用を安定的に積み立てるためには、
持続可能、安定的な事業環境の整備というものが必
要ではないかと考えております。

今回の法改正の中では市場の整備というものは
含まれていないようですけれども、今後どのよう
に市場の整備というのを考えていらっしゃるか、
大臣にお伺いします。

○西村(康)國務大臣 大変重要な御指摘だと思
います。

今後、安全性の確保を最優先に、立地地域の理
解を得ながら、まず再稼働を進めるといふことと
同時に、今回の御提案をさせていただいておりま
す運転期間の延長を含め、既存の原子力発電所を

着実に運営していく、このことで、安定的な価格による電力供給を実現しつつ、将来の投資等の取組に向けた経営基盤の強化も進めていければと思います。

その上で、御指摘のとおり、原子力事業者が安定的に投資を行っていくためには、現在の事業環境の在り方について検討を加えて、適切な措置を行っていく必要があると認識しております。

こうした問題意識の下に、電力市場制度の再点検等を踏まえた計画的な脱炭素電源投資への支援など、予見可能性の向上に資する事業環境の在り方について、有識者の御意見もいただきながら、検討を急ぎたいというふうに考えております。

○石川(昭)委員 ありがとうございます。早期の検討をお願いしたいと思います。

次に、規制委員長にお伺いしたいと思います。ちよつと幾つか、何点かあるので、まとめてお伺いしたいと思います。

本日も規制委員会が開かれまして、この高経年技術評価、あるいは運転延長認可制度について、検討チームを立ち上げて今検討が進んでいるということでございます。これは今、現時点では省令レベルの規則としてやっているわけですが、これも、これが今回法制化、法定化されるということになります。そこがどう変わっていくのかというのがまず第一点。

それから、今五人の規制委員会の委員で審査しておりますけれども、それぞれ分野が異なるわけですね。そうすると、審査していく中で、他分野、自分とは違う分野のものに対して、非常に異議を挟みにくい審査体制になっているというふうに思います。また、事務方と委員と意見が異なった場合、どうしても委員の意見が通りやすいんじゃないか、このように私は感じているわけですね。こういった審査の体制でこれからのいいのかと私は疑問を持っているんですけれども、委員長の見解をお伺いします。

三点目が、志賀原発の敷地内の断層の評価が、二〇一六年の評価から七年たつてひっくり返った

わけですね。地質、地盤の審査のやり方というのは、私、もう少し考えた方がいいだろうというふうに思います。過去の地質審査の事例なんかをもう一回専門家の方にレビューしてもらって、炉安審でも燃安審でもいいと思いますけれども、もっと効率的な審査ができるんじゃないか、そういう検討を是非進めていただきたいと思っています。

以上三点、お伺いします。

○山中政府特別補佐人 お答えいたします。三点でございますので、少々長くなりますけれども、できるだけ短めにお答えさせていただきますと思います。

高経年化した発電用の原子炉に関する安全規制、現在、二つの制度から成り立ちます。

一つは、高経年化技術評価制度というものでございます。これは、運転開始後三十年とそれ以降十年ごとに、高経年化に関する技術的な評価結果あるいはその結果を踏まえた長期の施設管理方針が災害防止上支障がないことを審査し許可する制度でございます。

もう一つが、運転期間の延長認可制度でございます。これは、運転開始後四十年目の劣化状態の点検結果、劣化状況に関する評価結果やこれを踏まえた施設管理方針から施設の基準適合性を審査し認可した場合、運転期間を最大二十年延長できる制度でございます。

今回国会に提出いたしました原子炉等規制法の一部改正案は、これら二つの制度を統合しまして、これまで運転開始後四十年目に一回行ってきた施設の基準適合性審査を、運転開始後十年を超えて運転しようとするとき、その十年を超えない期間ごとに行う、現行制度に比べて高い頻度で厳正な審査を行います。

新たに認可対象として作成を義務づける長期施設管理計画、これには、これまで認可する保安規定の中で定めていた長期の施設管理方針に加えまして、劣化状況や劣化予測に関する詳細な記載を求めることで、より厳格な審査が可能になると考えております。

結果、運転期間がどのようになろうとも、基準への適合性を確認できない発電用原子炉の運転は認めないという厳格な制度になってございます。運転開始後三十年を超えようとして運転する場合に、十年以降、十年を超えない範囲で審査をしていくということに訂正させていただきます。

問いの二つ目でございます。

原子力の安全確保に必要な専門知識は多岐にわたります。したがって、委員の人選もかなり広い範囲で行われております。五人の委員の専門はかなり異なりますし、それは自然なことであるというふうに考えております。

規制委員会の場では、五人の意見が、専門分野にかかわらず、個々の議題の背景や論点を十分に理解した上で議論を交わして、合議の上で決定をさせていただいております。自身の専門分野から外れるからといって、異議を挟みにくいということはないものと考えております。

また、事務局の規制庁職員と委員の間の関係について申し上げますと、事前に問題意識を共有した上で審査会合に臨みますので、審査会合の場で実態的に対等な立場で議論を交わしております。一人の意見に規制庁の職員が一方的に従うということはありません。

最後の御質問でございます。

新規制基準適合性に関する審査といえますのは、サイトの立地条件によるものが極めて大きく、基準地震動、基準津波等の自然ハザードの評価が厳しいサイトで審査に時間を要しております。

その上で、審査を効率的、効果的に進めることは原子力規制委員会としても望ましいと考えております。審査の予見性を確保するために、審査の早い段階で論点を明示するとともに、審査会合の最後に指摘事項を双方で確認し、共通理解を得るなど、今、改善の取組を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、審査を確実に着実に進めていくためには、規制委員会と事業者の双方

の努力が必要であると考えております。引き続き、安全の確保を最優先に審査プロセスの改善を図ってまいります。

志賀の件でございます。

新規制基準への適合性審査につきましましては、有識者会合の評価結果を重要な知見として参考しつつ、原子力規制委員会が最終的な判断をするところになってございます。

今後の課題については、より正確、確実な評価を行うためにデータの拡充が必要であると有識者の会合で評価をいただいたところでございます。有識者の会合で評価いただいた課題に基づいて、事業者が拡充したデータによって断層活動を否定する明確な証拠を示せた事例になると考えております。有識者会合の指摘は極めて有意義であったと考えております。

○石川(昭)委員 一問残りましたけれども、また次の機会にしたいと思います。ありがとうございます。

○竹内委員長 次に、土田慎君。

○土田委員 ありがとうございます。自由民主党の土田慎でございます。本日はよろしくお願ひ申し上げます。

今日、私は、再エネに資する系統整備について主にお伺いをさせていただこうと思っております。

大きく、させていただく質問としては二点でございます。一点目が交付金について、そして二点目がケーブルの切断リスクについてでございます。

二〇三〇年の温室効果ガス四六％削減目標、そして二〇五〇年のカーボンニュートラル実現に向けて、再エネの導入、系統整備というのは非常に大事なんだというふうに認識しております。

我々自民党は、どうしても、原発前のめりで、再エネのことを余り考えていないんじゃないかみたいな話をたまに言われたりするんですけど、むしろ逆で、再エネについて、そして電力の安定供給について責任を持って考えているからこ

そ、こういう系統整備の議論を真剣にやっていると、
んだというふうにも思っています。

そこで、まず最初に西村大臣にお伺いしますけれども、三月に系統整備のマスタープランをまとめた、掲げたと思えますけれども、系統整備の重要性と意気込みを教えてください。

○西村(康)国務大臣 再エネを最大限導入していく、大量に導入していくと同時に、供給の安定性の強化、このためには、御指摘の、地域間の電力融通を円滑化する系統整備を加速していくことが極めて重要であります。

御指摘のように、三月二十九日に、二〇五〇年カーボンニュートラルを見据えた将来的な系統の絵姿を示すマスタープランを策定をし、六兆円から七兆円が必要との試算も示されたところであります。今後、これを踏まえて、全国で送電線の整備、これを実行に進めていきたいというふうに思っています。

一方で、北海道と本州を結ぶ海底直流送電等の、巨額の資金が必要となる送電線の整備については、着工から運転開始までの初期費用に係る資金調達が新たな課題として顕在化しているところがあります。

そのため、今回の法案では、海底直流送電のようにならば重要な送電線については、着工段階からの再エネ賦課金の交付、それから電力広域的運営推進機関による貸付け、これによって必要な資金調達を円滑化する予定であります。加えて、民間資金の活用に向けて、先日修正の上、可決いただいたGX推進法で措置する債務保証などの金融支援の活用も視野に入れて、検討を進める予定であります。

こうした措置を総合的に講ずることによって、再エネの最大限導入、御指摘のように、私たちもこれを是非進めたいと思っておりますので、そのための必要な送電線の整備をしっかり進めていきたいと思えます。

○土田委員 大臣、ありがとうございます。今、大臣のコメントの方からいただいたマス

タープランの中で、長期展望においては、この系統整備に係る費用として六兆円から七兆円の投資が必要ということになっております。その六兆円から七兆円の中でも半分弱の大きなウェートを占めるのが、まさに大臣もおっしゃいましたけれども、北海道―東京間の海底直流ケーブルの整備です。

これは、何で大きなウェートを占めて、かつ、かかる予算というのがかなり、一兆円ぐらい幅がある見立てになっておりますけれども、何でそんなに幅があるしボリュームも大きいのかということに関して、恐らくこれは、海底を掘ったりとか、調査したりだとか、深いところを通したりとかというのでお金がかかるし、不透明な部分も大きいんだとは思いますが、一方で、例えば九州地方の系統整備には百億、中部地方三十億というふうに考えると、何かある意味、数字の幅があり過ぎて感覚が狂っちゃうんですけども、何でこの北海道―東京間のケーブル整備、系統整備、こんなにお金がかかるし、かつ、幅があつて不透明な部分が多いのかということも教えてください。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。このマスタープランの費用の試算に当たりましては、陸上の場合と海上直流送電の場合と、大きく環境が違う面がございます。

陸上の送電線、例えば今委員御指摘がございました九州の地内送電線のようなものは陸上にあるわけでございますが、これにつきましては、これまでの実績も多々ございます。ある程度、引くケーブルの場所、架空線についてはどこでというものが想定されますので、これは、過去、これまでの実績に基づいた、電力広域的運営推進機関が公表しております送電設備の標準単価というのがございます、これを使つてございます。

一方で、御指摘の海底直流送電でございますが、これは、今検討しているものを案で申し上げますと、北海道から本州、地点もどこになるかまだ決まっておりますけれども、かなり長距離のもの、かつ、海底ということも想定してござ

いますので、どういうルートを使つていくかということによって、相当必要な費用というものが変わつてまいります。その状況に応じて設備構成、ケーブルの種類、敷設の方法があり得る中で、現在、試算においては幅を持ってお示ししているものでございます。

○土田委員 ありがとうございます。

不透明な部分が非常に多くて幅があるんだということだと思えます。とはいっても、やはりある程度数字を詰めていかないと、結局、試算の幅よりも例えば五千億円多くなつてしまいましたみたいなことだと、これからの、更後の系統整備にも非常に支障を来すような結果になつてしまふと思つたので、その数字の詰めという部分、しっかりとよろしくお願いいたします。

そして、系統整備に当たつて非常に莫大な資金がかかるというお話も先ほど大臣の答弁の中でした。いただきましたけれども、再エネ賦課金の中から交付金が出る、いろいろな種類の交付金が出るんだと思つています。そして、交付金の中には大きく二つ種類があつて、それは、一つが特定系統設置交付金、二つ目が系統設置交付金、これは特定がついていないかつかないかんですが、特定がついていない方は、系統を設置する工事が始まつてから電気の使用を開始する前までに出る交付金、そして、特定がついていない系統設置交付金の方は、電気の使用が開始してから交付を受ける交付金なんだと思つています。

それで、私が質問したいのが特定系統設置交付金の方でございますけれども、いわゆる電気の使用を開始する前から支給されるということは、再エネ賦課金のどこから財源として持つてくるのか。要は、使用する前の電力に対して利用者はお金を払わないといけないのか。ちよつとその辺の財源の部分、教えてください。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。委員御指摘のとおりでございます。二つ交付金があると。そのうちの特定系統設置交付金でございますけれども、地域間連系線などの電気工作

物の整備等に当たつて、御指摘のとおり、再エネ賦課金を財源とし、その工事で段階から交付するものとして検討いたしております。

これは、御指摘のとおり、電気の利用者は、当該設備が運用されて再エネ電気の流通による便益を受ける前に、特定系統設置交付金の財源として再エネ賦課金が徴収されることとなります。

他方で、この点につきましては、交付金を工事開始日から交付することによりまして、資金調達コスト、金利などですね、これが削減される効果が見込まれます。この全体費用を低減するというところによる将来的な国民負担の低減に資するもの、かように考えてございます。

なお、今般の改正は、再エネ賦課金の交付する期間を着工段階まで拡充する、前倒しするものがございます。この連系線の整備に伴う再エネ賦課金の負担総額を増やすものではなく、むしろ資金調達コストの部分だけ軽減するというものを目的とするものでございます。

○土田委員 ありがとうございます。

ある意味、将来自分が使用しないかもしれない電気に対して利用者はお金を払わないといけないという要素、部分があるんだと思つています。これは、要は、系統整備の事業期間、工事期間というものもある程度の長さ、期間が取られるので、ちよつと極端な言い方かもしれませんが、自分がお金を払わないといけないけれども、自分が死んだ後に使われる電気に対して今お金を払わないといけないみたいなことも生じちゃうんだと思つています。その部分、何で系統整備をしないといけないのかという本当に意義の部分と、予算の、費用の負担の部分、しっかりと国民の皆さんに納得してもらえように御説明いただければと思つています。

また、先ほど総事業費の振れ幅が大きいという話を申し上げましたけれども、繰り返しになりますけれども、北海道―東京の系統、海底直流送電のケーブル、系統整備というのは、大体、予算としては二・五兆円から三・四兆円というふうに試算されているわけでございます。また、特定系統

設置交付金に関しては、ある意味、工事が始まってすぐ支給されるわけですから、総工費が確定していない段階でもそもそも交付金として出されるんだと思います。これだけ事業規模が大きいと、先ほど金利分、利息分の支給になるかもしれないというような構想段階の話をいただきましたけれども、ただ、利息であったとしても、額が額だけに非常に大きいなというふうに思っています。

例えば、特定系統設置交付金で多く支給し過ぎたら、後の系統設置交付金で調整するんだと思いますけれども、この海底HVDC直流ケーブルに関して、施工コストの振れ幅が大きい中で、どうやって工事完了前から設置される特定系統設置交付金の金額を計算していくのかというところを教えてください。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のような問題点に対応できるように、今回の制度を我々としては工夫をいたしているところでございますが、系統増強を実施する事業者は、広域系統整備計画に基づき、系統増強を行うための整備等計画を作成しまして、経産大臣に届出を行っていただく制度になっております。

この整備等計画が、電気の安定供給の確保の観点から特に重要な送電線を対象とするものであって、認定の要件を満たす場合は、経産大臣がこれを認定し、特定系統設置交付金の交付を受けることができる、こういう制度になってございます。

この場合の特定系統設置交付金の交付額でございますけれども、個別の系統ごとに策定して、経産大臣に届けられる整備等計画におきまして、その概略工事費、再エネ寄与率を定めることで算出される制度にしたいと考えてございます。

工事開始後に御指摘のとおり工事費などのコストの変動が見込まれる場合は、当該系統を整備する事業者は、その計画の変更について経産大臣に届出を行って、これに基づく交付申請を行うこととなっております。

また、計画自体が認定の要件を満たさなくなった場合には、事業者のアクションを待つことな

く、経済産業大臣が事業者に対して計画の変更を指示することもできる制度になってございまして、こういう形で、工事費の変動を生ずる場合には的確に計画変更を行っていき、個別の状況を踏まえてそれを精査することになります。交付額の変更も適切に反映されるように、制度をしっかりと運用していきたいと考えてございます。

○土田委員 ありがとうございます。

ちょっと時間がなくなってきましたので、質問を何問か飛ばさせていただきます、ケーブルの切断リスクについて質問させていただきます。

今回お話しさせていただいているHVDCケーブルとはまた別の、光ファイバーの話でございますけれども、今年の二月に、台湾の本島と馬祖島の間をつないでいる海底ケーブルが二本、中国の漁船と貨物船によって切断されたという事案がございました。そして、これはまだ復旧していません。こういうような海底ケーブル切断の、光ファイバーでございますけれども、事例というのは、台湾だけでこの五年間で二十七件あったようでございます。

光ファイバーの海底ケーブルといっても、光ファイバーケーブルの外に金属などいろいろ巻き付けていて、十トンぐらいの力を加えて引つ張ってもちぎれない、けれども、たまに、いかりであつたりだとか漁具の圧力によって切れちゃうこともあるということでございます。

そこで私が質問したいのは、この海底直流HVDCケーブルの故意であつたりだとか偶発による切断リスクというのをどういうふうに考えているのかという部分。

あともう一つが、切断されたときに、発電地、例えば北海道から東京に送る場合、北海道で再エネ、将来的に物すごい量を発電して、ケーブルが切れちゃうと、大消費地である東京に送れなくなっちゃうということが生じるんだと思います。その場合に、発電し続けている電力、電気はどうやって消費するのかということをお教えください。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。委員御指摘のように、海底ケーブルは、通信も電気もそうでございますけれども、海底にあるわけでございます。大型船舶のいかりですとか、漁具等による擦り切れですとか、若しくは海底斜面の崩壊等によって損傷するリスクというのは、これははらんでいられるのは事実と認識してございまして。

このため、例えば、世界にはたくさんこういう例はございますので、対応の方法としては、大型船舶の航行ルート、漁業の盛んなエリア、急斜面といった地形の回避を行った上での敷設をすることがまず基本でございますし、また、損傷を防ぐために鉄線によって防護を行ったり、海底に埋設してしまうというような対策、こういったことを事前に講ずるといのが基本になるかと思えますし、私ども、検討を具体化するためには、そういう方策をまずは考えていくことになるかと思っております。

ただ、万が一のための備えということはおかなくてはなりません。そういう意味でございますが、海底ケーブルの一本が断絶、損傷した場合でも安定供給が維持できるような設備構成とする。すなわち、三本の送電線というものを一つの設備としまして、一本が仮に切れたとしても他の二本でカバーができるというような方式を取るのを基本とするということになるかと思えますし、これは今後の検討になってくると思えます。

また、全体の潮流のバランスということの御質問がございましたけれども、バランスが失するところがないように、他の既存の連系線を活用した送電を含めた、断線、損傷時における安定供給の確保というのことも当然のことながら念頭に置きながら、設備構成をしていくことになるかと思えます。いずれにいたしましても、委員御指摘のように、安定供給というのが第一でございますので、これが実現するような形で検討を進めていきたいと考えてございます。

○土田委員 ありがとうございます。まだ質問を何点が残してしまいましたけれども、時間が来ましたので、質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございます。

○竹内委員長 次に、中川宏昌君。

○中川(宏)委員 公明党の中川宏昌です。よろしくお願いたします。

初めに、今回提出されました法律案の意義についてお伺いしてまいります。

日本は、二〇三〇年度の温室効果ガスを四六％削減し、二〇五〇年のカーボンニュートラル実現という国際公約を掲げ、気候変動問題に対して国家を挙げて対応する強い決意を表明しております。政府として、GXを通じたエネルギーの安全保障の実現に向けた取組の一つであり、重要な改正であると言えます。

今回の法改正では、単にエネルギー需給構造を脱炭素型に転換することにとどまらず、脱炭素を契機といたしまして、我が国の経済を再び成長軌道に乗せ、将来の経済成長や雇用、所得の拡大につなげていくことが求められます。化石エネルギーを中心とした社会に移行をしていながら、同時に成長型経済構造への移行推進を図っていく必要がなければならず、これには国民や企業の深い理解と大きな協力が必要となります。

これらを踏まえまして、GX実現のために脱炭素電源の利用促進を図りながら電気の安定供給を確保する制度を整備することの法案の意義について、西村大臣にお伺いしたいと思います。

○西村(康)国務大臣 二〇二二年秋からの資源価格高騰であるとか、あるいは昨年二月以降のロシアによるウクライナ侵略、これらによって、我が国を取り巻くエネルギー情勢、これは世界全体でもありますが、エネルギー情勢は一変したところでありまして。

そうした中で、世界全体のエネルギー需給構造、今まさに歴史的な転換点にあるということ

で、脱炭素社会の実現とエネルギー安全保障、この両立という課題解決に向けて、再エネ、原子力を含めたあらゆる選択肢を追求していくことが重要だというふうな認識をしております。

こうした認識の下で、GX実行推進担当大臣として、GX実現と電気の安定供給確保を図るために、再エネを最大限導入するとともに、安全確保を大前提とした原子力活用に向けて、御審議いただいておりますGX脱炭素電源法案を提出をしておりますところでございます。

その上で、原子力の利活用に当たっては、安全神話に陥った東電福島第一原発の事故の反省と教訓、これをいつときたりとも忘れることなく、いかなる事情よりも安全性を最優先していく、この姿勢に変わりはございません。

今回の法案では、その事故の反省を踏まえて、憲政史上初めて安全神話という言葉も法案に盛り込んで、安全神話に陥り、事故を防ぐことができなかったことを真摯に反省という趣旨を盛り込んでいたところでもあります。事故の反省、事故の防止に最善かつ最大の努力をしていく方針を原子力基本法に明記しているところであります。

今後、国会での議論を始め様々な場を通じて、こうした考え方もしっかりと御説明しながら、国民の皆様から幅広い御理解がいただけるように、引き続き丁寧な説明を行ってまいりたいというふうに考えております。

○中川(宏)委員 大臣、ありがとうございます。

歴史の転換点と、あとエネルギーの安全保障だというお話でございましたけれども、このエネルギーの安全保障の観点から、エネルギーの総使用量を下げる省エネは、すぐにはできる対策の一つであります。この省エネにつきましても、我が国といたしまして伝統的に技術的優位を誇る分野であります。危機に強いエネルギー需給体制の構築やエネルギー消費量の削減につながる省エネの取組ですが、これは極めて重要であります。

昨年の経済産業委員会でも議論されました改正

をされました省エネ法が、この四月一日から施行されました。これにより、省エネに加えまして、大規模需要家に対する非化石エネルギーへの転換の措置などが新たに制度化されました。

二〇五〇年カーボンニュートラルに向けて、この改正省エネ法による規制と支援策を組み合わせながら、省エネを含めた需要側の取組を推進していくべきと考えますが、この点につきましても御見解をお伺いしたいと思います。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

足下のエネルギー価格高騰対策と二〇五〇年カーボンニュートラルの実現の両方の観点から、御指摘のとおり、省エネを含めた需要側の取組、大変重要だと考えてございます。

昨年の通常国会で改正いたしました省エネ法におきましても、大規模需要家に対しまして非化石エネルギー転換に関する定期報告を義務化し、先日、四月一日から施行させていただいております。

特に、エネルギー多消費である主要五業種につきましては、各業界と綿密な議論を重ねまして、二〇三〇年度の非化石エネルギー転換の野心的な目安を設定したところでございます。

この目安を基に企業の非化石エネルギー転換の取組を促していきたいと考えてございますが、例えばセメント製造業におきましては、キルンと呼ばれる業種特有の回転窯で使われる燃料の非化石比率を、現状二一％のところを二八％とするという目安を設定してございますが、これは現状の業界各社の上位一、二割の極めて高い水準に相当する野心的なものとなっております。

また、自動車製造業におきましては、使用電気全体に占める非化石電気の割合を、現状二三％のところを五九％とするという目安を新たに設定してございます。

加えまして、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する仕組み、これも創設したところでございまして、企業の省エネ、非化石エネルギー転換の取組の情報発信を促し、投資を呼び込んでいき

いと考えてございます。

このような構造転換を行っていく企業の皆様に對しましては、令和四年度第二次補正予算で抜本強化いたしました、個社で最大二十億円で支援できる省エネ補助金を活用しながら、省エネ、低炭素化に資する設備導入支援を行っていきたくては、今後三年間で五千億円規模の支援を行っていきたくて考えてございます。

このように、御指摘のとおり、規制と支援一体型で省エネを含めた需要側の取組を推進していきたくて、かように考えてございます。

○中川(宏)委員 ありがとうございます。

野心的な目標というお話がございましたけれども、省エネにつきましても積極的にやっていくなから、GX促進に向けては、既存再エネの最大限の活用をしていくという点も非常に大事になってくるかと思っております。

今回、既存の太陽光発電の更新や建設を促すために、更新、増設した場合ですが、既設設備相当分の価格を維持しまして、追加投資部分については最新価格相当を適用するとあります。これまでのルールでは、更新や増設をした場合に、全体として新しい価格、つまりは買取り価格が下がってしまう、事業者が更新や増設をちゅうちよしてしまいうケースが見受けられました。

今回の改正で、事業者が更新や増設をしやすくするための取組について、この点につきましても伺いたいと思っております。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、今までの制度では、適切な国民負担を実現する観点から、更新、増設に伴い太陽光パネルの出力が一定以上増加する際には、設備全体の買取り価格が当初の認定価格より低い最新価格へ変更されることとなるため、事業者にとりまして追加投資を行うインセンティブが限定的であるという課題がございました。

今回の法案におきましては、引き続き適切な国民負担とのバランスを図るという上ではござい

すけれども、既設再エネを有効活用するため、地域共生、円滑な廃棄を大前提に、追加投資を行った場合でも、出力増となる部分のみ、その部分のみ最新価格相当の新たな価格が適用される、既存の再エネの容量相当については、これまでどおりの価格が維持されるという措置を講じることとして考えてございます。

こうした措置によりまして、適切な国民負担を実現しつつ、太陽光パネルの更新、増設投資を促していきたくて考えてございます。

○中川(宏)委員 この最新価格におきましては、もつとインセンティブが働くような価格を設定すべきだという意見もある一方で、再エネ賦課金の交付が増えれば、当然、国民負担は増加してまいります。

日本といたしまして、二〇三〇年に再エネの導入目標は電力供給の三六から三八％です。これが達成されたとして、再エネの買取り総額は幾らになるのかという点、また、政府は再エネの最大限導入と国民負担の抑制の両立を目指すとしておりますが、当然、コストがかかる再エネということには分かっておりますので、国民の皆様にとのぐらいの御負担をお願いすることになるかということ、ロードマップをしつかり示した上で、分かりやすく丁寧な説明を行っていただきたいと思っております。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

再エネ特措法の下で、再エネの導入拡大に伴い、再エネの買取り費用につきましても、二〇二三年度で約四・七兆円を見込んでおります。二〇三〇年度につきましても、第六次エネルギー基本計画におきまして、約五・八から六兆円程度の水準を見込んでいるところでございます。

一方で、御指摘のとおり、適切な国民負担、大変重要だと考えてございまして、調達価格等算定委員会における御議論も踏まえ、一つには調達価格等の引下げ、それから二つには入札制度の活用等に取り組んできたところでございます。例え

ば、事業用太陽光の調達価格は、FIT制度開始当初の四十円から足下では十円程度まで、四分の一まで低減してきているところでございます。

引き続き、国民負担の抑制に取り組むとともに、御指摘のとおり、再エネ賦課金を御負担いただいている電気需要家の方々の御理解がしっかりと得られるように、ホームページを始めとして分かりやすい情報発信に努め、御理解の増進に努めていきたい、かように考えてございます。

○中川(宏)委員 よろしくお願いたします。

さて、再エネ導入に当たっては、これまでも様々な地域で再エネ設備でのトラブルが報告をされております。盛土の崩落や環境破壊、また景観が損なわれたということもございました。この対応として、認定手続が厳格化されます。また、違反業者には賦課金を留保しまして、違反が解消されなければ支援額の返還命令が措置をされます。不適格業者対策といたしましては必要な措置だと判断できます。

ここで、災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関する許認可、例えば森林開発許可などについては認定申請前の取得を求める等の対応も政令で措置するとありますけれども、ほかにもどのような場合を想定しているのか、また、関係省庁との連携はどのように進めていくのか、お伺いをさせていただきます。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関する法律に基づく許認可につきましては、FIT、FIPの申請前に取得がない場合には認定を行わないこととする、そういう形にしていきたいと考えてございます。

御指摘の事前取得が必要な許認可としては、例示いただきました森林法における林地開発許可に加えまして、一つ目は宅地造成等規制法、これは五月の法施行以降は盛土規制法となりますが、この法律、それから、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地法のいわゆる砂防三法、これらを想定しているところでございます。

関係省庁も参画していただいている、あるいは自治体の方々とも意見交換を深めている審議会です。こうした点につきましては既に議論を進めてきておりますけれども、今後、法所管の関係省庁などとも一層密に連携いたしました。省令の整備や制度運用などにつきまして、本年夏頃までに実現できるようにスピード感を持って対応していきたい、かように考えてございます。

○中川(宏)委員 今お話があったとおり、具体的にこれから進められて、認定手続が厳格化をされていくわけでありまして、再エネ施設が適切に設置され運用されていくこと、まずこれは極めて大事なことであります。

一方で、厳しくなり過ぎて、再エネを進めていくに当たって、参入に支障が出ないように注意することも併せて見ていかなければいけないというふうに思っております。

再エネの事業者は、国のクリーンエネルギー化の一端を担う大事な事業者だということを理解していただき、責任を持ってやっていただくことがこれから非常に求められてくると思います。現状、国として事前の相談体制はあるというふうにお聞きをしておりますけれども、今回の改正で更に相談体制の拡充というものが極めて必要だということに思っていますけれども、この点につきましてお伺いをさせていただきます。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

今般、省令改正によって森林法等の土地の安全性に関する許認可の事前取得をFIT、FIPの認定要件とするほか、今回の法案では、住民説明会の開催など、地域の方々への事業内容の事前周知、これをFIT、FIPの認定要件化するということ、事業の初期段階からしっかりと地域と共生した再エネの導入、これに向けた取組を強化していく内容となっております。

その際、再エネ事業者が適切な説明を行うことが地域共生の前提でございますけれども、制度の円滑な運用には自治体等との連携も極めて重要だと考えてございまして、現在既に行っております

自治体向けの連絡会の有効活用、あるいは、我々が構築しておりますITシステムにおける自治体との情報共有、こうしたことに加えまして、今後、本法案を踏まえた制度等についての情報発信や連携強化を更なる確に行っていくとと考えてございます。

加えまして、事業者に対しても、業界団体とも連携しながら様々な形で情報発信に取り組むほか、弊省では地方経済産業局が事業者の方々の相談を受けておりますが、こうした部局の体制の強化も含めて、事業者が相談できる環境整備にも取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○中川(宏)委員 ありがとうございます。

今御答弁のあったとおり、一番大きなことは、地域と共有した中で導入ということが非常に大事でありまして、それには、今もお示しいただきました、自治体との連携、情報共有ということでございます。実際に対応していくのは地元の自治体、これが対応していくわけでありまして、より一層の共有に向けての強化を是非お願いしたいというふうに思っております。

次に、先ほど御質問でございましたけれども、系統整備につきましてお伺いをさせていただきます。

再エネ導入に資する系統整備のための環境整備でありますけれども、これは極めて大事な事業になるかと思っております。三・一一や北海道でのブラックアウトを経験しておりますけれども、これから先も、首都直下地震ですとか、また東海、東南海地震も想定をされているところでありまして、これに備えるためにも、急いで行う必要があるかと思っております。

特に重要な送電線の整備計画、このようにありますけれども、具体的にはどのような整備計画であるか、この点につきましてお示しをいただきたいと思っております。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、再エネの大量導入と電力

供給の安定性強化に向けて、地域間の電力融通を円滑化する系統整備、これを加速していきたいと考えてございまして、これに必要な資金環境整備として、特に重要な送電線の整備計画については、経産大臣が認定する制度を新設できればと考えてございます。

今回の法案における新たな認定制度では、一つには、その設備容量、あるいは二つには、整備に必要な資金等が一定規模以上の送電線を認定することを想定しております。

認定する送電線につきましては、今後、事業者から具体的な整備計画の認定申請がなされた後、個別に検討を行う必要がございますけれども、特に巨額の資金が必要となる北海道と本州を結ぶ海底直流送電は、候補の一つになるものと考えてございます。

今後、三月二十九日に策定したマスタープランを踏まえた広域系統整備計画の検討状況なども踏まえながら、事業者からの整備計画の認定申請を受けて、個別に判断していきたいというふうに考えてございます。

○中川(宏)委員 再エネの事業者の方にお聞きを

しますと、これはある程度しよるががないのですけれども、接続検討の申込みから発電を開始するまでにとにかく時間がかかるというふうに言います。特に、接続検討の申込み、系統連系及び電力需給契約の申込み、また、接続契約の御案内と工事費負担金の御請求という流れの中で、所要工期というものがありますが、これは発電設備等の運転に必要な設備の運用開始までに必要な期間ということでありまして、これが七年以上もかかるという場合もあるとお聞きをいたしました。これでは地域と共生した再エネ導入が進みづらいのかなというふうに思っております。

先ほども触れさせていただきましたが、震災や災害を受けまして、お金のかかる系統整備として全国のネットワークの強化を支援することは大事であり、これは大変意味のあることだと思えます。一方、再エネの末端の接続の部分の整備にも

力を入れるべきであると思いますが、この点につきましてもいかがでしょうか。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

系統に新規接続を行う際、これまでは、先着優先というルールの下、系統に空き容量がない場合は、系統増強がなされるまで、御指摘のとおり接続ができないということとされてまいりました。

一方で、系統の増強には一定の費用と工期を要するため、再エネ等を円滑に系統接続するために既存系統を効率的に活用するノンファーム型接続というものにつきまして、二〇二一年一月より基幹となる系統、また、二〇二三年四月より基幹系統より下位のローカル系統でも開始したところでございます。

その結果、二〇二二年十二月末時点で、約四十八百万キロワットの接続検討、約九百万キロワットの契約申込みが来ている状況でございます。こうしたノンファーム型接続の促進により、御指摘の系統接続までの費用と工期を短縮できる効果が見込まれております。

こうした取組をしっかりと進めまして、再エネの更なる導入に向けて最大限取り組んでいきたい、かように考えてございます。

○中川(宏)委員 時間が参りましたので、終わります。ありがとうございました。

○竹内委員長 次回は、来る七日金曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後二時十三分散會

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律

(電気事業法の一部改正)

第一条 電気事業法(昭和三十九年法律第七十

号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条の二十九」を「第二十七条の二十九の六」に、「第二十八条の四十八」を「第二十八条の五十二」に、「第二十八条の四十九」を「第二十八条の五十六」に、「第二十八条の五十一」を「第二十八条の五十八」に、「第二十八条の五十七」を「第二十八条の五十九」に、「第二十八条の五十八」を「第二十八条の六十二」に改める。

第二十七条の二十九中「第二項」の下に「の規定は第二十七条の二十九の三第一項に規定する認可原子力発電事業者以外の発電事業者に」を加え、「並びに」を「及び」に、「は、発電事業者に」を「は発電事業者に、それぞれに改め、第二章第五節に次の五条を加える。

(原子力発電工作物である発電用原子炉の運転期間)

第二十七条の二十九の二 原子力発電事業者(原子力を原動力とする発電用の電気工作物(以下「原子力発電工作物」という。)をその発電事業の用に供する発電事業者をいう。以下同じ。)が、その発電事業の用に供するため、発電用原子炉(原子力発電事業者が維持し、及び運用する原子力発電工作物である核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号。第四項、第五十四条及び第六十二条の三において「原子炉等規制法」という。)第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。以下この節において同じ。)を運転することができる期間(以下「運転期間」という。)は、当該発電用原子炉について最初に第四十九条第一項の検査に合格した日から起算して四十年とする。

2 原子力発電事業者は、その発電事業の用に供するため、前項の四十年を超えて発電用原子炉を運転しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を受けて、運転期間を延長することができる。

3 前項の認可を受けようとする原子力発電事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書に

経済産業省令で定める書類を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 運転期間を延長しようとする発電用原子炉を設置する営業所の名称及び所在地

三 延長しようとする運転期間(二十年を超える場合にあつては、申請に係る発電用原子炉(次項において「申請発電用原子炉」という。)の運転を停止した期間(同項第五号イからホまでに掲げる期間に該当するものに限る。)及びその理由を含む)

四 その他経済産業省令で定める事項

4 経済産業大臣は、第二項の認可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときに限り、同項の認可をすることができる。

一 申請発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

二 その原子力発電事業者が原子炉等規制法第四十三條の三の五第一項の許可の取消しを受けていないこと、申請発電用原子炉について原子炉等規制法第四十三條の三の二第十二項の規定による運転の停止の命令を受けていないこと並びに申請発電用原子炉に係る原子炉等規制法第四十三條の三の三第十二項及び第三項の認可の申請並びに同条第四項の認可の申請(同条第九項の規定による命令を受けて行つものに限る。)に對し不認可の処分がなされていないこと。

三 延長しようとする運転期間において申請発電用原子炉を運転することが、我が国において、脱炭素社会(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七号)第二条の二に規定する脱炭素社会をいう。)の実現に向けた発電事業における非化石エネルギー源(エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法

律(平成二十一年法律七十二号)第二条第二項に規定する非化石エネルギー源をいう。)の利用の促進を図りつつ、電気の安定供給を確保することに資すると認められること。

四 その原子力発電事業者が、申請発電用原子炉に係る発電事業に関する法令の規定を遵守して当該発電事業に係る業務を実施するための態勢を整備していることその他当該発電事業を遂行する態勢の見直し及び改善に継続的に取り組むことが見込まれること。

五 延長しようとする運転期間が二十年を超える場合にあつては、その二十年を超える期間が次に掲げる期間(平成二十三年三月十一日以降の期間に限る。)を合算した期間以下であること。

イ 申請発電用原子炉に係る発電事業に関する法令若しくは行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第八号口の審査基準若しくは同号ハの処分基準の制定若しくは改正又は当該法令の解釈若しくは運用の基準の変更に對するため、その原子力発電事業者が申請発電用原子炉の運転を停止した期間と認められる期間

ロ 前条において準用する第二十七条第一項若しくは第四十条の規定による処分、原子炉等規制法第四十三條の三の二十、第四十三條の三の二十三若しくは第六十条第四項第三項の規定による処分又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第一百二十二号)第六十条(同法第八十三條において準用する場合を含む。)の規定による処分(これらの処分をした行政官庁若しくは審査請求に対する裁決によつて取り消されたもの、これらの処分の取消し若しくはこれらの処分の無効若しくは不存在の確認の判決が確定したもの又は審査請

求に対する裁決によつてこれらの処分の内容が変更されたものに限る。による義務を履行するため申請発電用原子炉の運転を停止した原子力発電事業者にあつては、その停止した期間のうち、当該処分による義務を履行するため申請発電用原子炉の運転を停止する必要がなかつたと認められる期間

ハ 行政指導に従つて申請発電用原子炉の運転を停止した原子力発電事業者にあつては、当該行政指導に従つて申請発電用原子炉の運転を停止した期間と認められる期間

二 仮処分命令(債権者がその申立てを取り下げたもの又は民事保全法(平成元年法律第九十一号)の規定による保全異議の申立てについての決定若しくは同法の規定による保全抗告についての決定以下この二において「保全異議の申立て等」という。)若しくは同法の規定による保全取消の申立てについての決定によつて取り消されたもの若しくは保全異議の申立て等についての決定によつて変更されたものであつて、その保全異議の申立て等についての決定若しくは保全取消の申立て等についての決定に対して抗告をすることができないものに限る。)を受けて申請発電用原子炉の運転を停止した原子力発電事業者にあつては、その停止した期間のうち、当該仮処分命令による義務を履行するため申請発電用原子炉の運転を停止する必要がなかつたと認められる期間

ホ ロに規定する処分以外の他の法律の規定に基づく申請発電用原子炉に関する処分であつてその取消しの判決が確定したものその他原子力発電事業者が申請発電用原子炉に係る発電事業の遂行上予見し難い事由として経済産業省令で定めるも

のに対応するため、その原子力発電事業者が申請発電用原子炉の運転を停止した期間と認められる期間

5 経済産業大臣は、第二項の認可をしようとする場合には、あらかじめ、前項第一号に掲げる基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

6 経済産業大臣は、第二項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会及び当該認可を受けた原子力発電事業者が原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律(平成十七年法律第四十八号)第十二条第一項の規定により届け出た使用済燃料再処理・廃炉推進機構(同法第十三条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後の使用済燃料再処理・廃炉推進機構)に通知するものとする。

7 第二項から前項までの規定は、第二項(この項において準用する場合を含む。)の認可を受けた原子力発電事業者が、その発電事業の用に供するため、当該認可により延長された運転期間を超えて当該認可に係る発電用原子炉を運転しようとする場合に準用する。この場合において、第二項中「前項の四十年」とあるのは、その認可により延長された運転期間と、第三項第三号中「二十年を超える場合にあつては、申請」とあるのは「申請」と、第四項第五号中「二十年を超える場合にあつては、その二十年を超える期間が次に」とあるのは「次に」と、「期間に限る」とあるのは「期間に限り、過去になされた第二項(第七項において準用する場合を含む。)の認可により延長された運転期間に算入された期間を除く」と読み替えるものとする。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、認可に関する申請の手續に關し必要な事項は、経済産業省令で定める。

割等)

第二十七条の二十九の三 前条第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)の認可を受けた原子力発電事業者(以下「認可原子力発電事業者」という。)が営む発電事業(次項及び第四項において「認可発電事業」という。)の全部の譲渡及び譲受けは、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 認可原子力発電事業者である法人の合併及び分割(認可発電事業の全部を承継させるものに限る。第四項において同じ。)は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前条第四項(第三号及び第五号を除く)、第五項及び第八項の規定は、前二項の認可に準用する。

4 認可発電事業の全部の譲渡があり、又は認可原子力発電事業者について相続、合併若しくは分割があつたときは、認可発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該認可発電事業の全部を承継した法人は、認可原子力発電事業者の地位を承継する。

5 前項の規定により認可原子力発電事業者の地位を承継した相続人は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。(認可の取消)

第二十七条の二十九の四 経済産業大臣は、認可原子力発電事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十七条の二十九の第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)の認可を取り消すことができる。

一 第二十七条の二十九の第二項第一号、第二号又は第四号(これらの規定を同条第七項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合しなくなつたとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合において、公共の利益を

阻害すると認めるとき。

2 第二十七条の二十九の第六項の規定は、前項の場合に準用する。

(運転停止命令)
第二十七条の二十九の五 経済産業大臣は、原子力発電事業者が第二十七条の二十九の第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)の認可を受けないで同条第一項の四十年を超えて発電用原子炉を運転したとき、又は当該認可により延長された運転期間を超えて当該認可に係る発電用原子炉を運転したときは、当該原子力発電事業者に対し、当該発電用原子炉の運転を停止すべきことを命ずることができ。

(資料の提供等の要求)
第二十七条の二十九の六 経済産業大臣は、第二十七条の二十九の第二項(同条第七項及び第二十七条の二十九の第三項において準用する場合を含む。)及び第二十七条の二十九の四第一項の規定の運用に關し、必要があると認めるときは、関係行政機関又は地方公共団体の長に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

第二十八条の四十第一項第五号の三中「前号」を「前二号」に、「第二十八条の五十二第一号」を「第二十八条の五十四第一号」に、「広域系統整備交付金交付業務」を「広域系統整備交付金交付等業務」に改め、同号を同項第五号の四とし、同項第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三 第九十七条第一項の卸電力取引所から第九十九条の八の規定による納付を受け、第二十八条の五十第一項に規定する認定整備等事業者に対し、同条第二項に規定する認定整備等計画に基づく電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。

第二十八条の四十第一項第八号の二中「第二十八号第二項」の下に「(再生可能エネルギー電

気特措法第二十八条の第二項において準用する場合を含む。」を、「の交付」の下に、「再生可能エネルギー電気特措法第十五条の十一第二項及び第二十九条の二第二項の規定による徴収」を加え、同項第八号の三中第十五条の十三を「第十五条の十九に、「よる」を「よる交付金相当額積立金及び」に改める。

第二十八条の四十八第一項中「広域系統整備交付金交付業務」を「広域系統整備交付金交付等業務」に改め、「この条及び第二十九条第二項において」を削る。

第二章第七節第三款第九目中第二十八条の五十八を第二十八条の六十とし、同款第八目中第二十八条の五十七を第二十八条の五十九とし、同款第七目中第二十八条の五十六を第二十八条の五十八とし、第二十八条の五十三から第二十八条の五十五までを二条ずつ繰り下げる。

第二十八条の五十二第一号中「広域系統整備交付金交付業務」を「広域系統整備交付金交付等業務」に改め、同条を第二十八条の五十四とし、第二十八条の五十一を第二十八条の五十三とし、第二十八条の五十を第二十八条の五十二とし、第二十八条の四十九を第二十八条の五十一とし、第二章第七節第三款第六目に次の二条を加える。

（整備等計画の認定）

第二十八条の四十九 広域系統整備計画（前条第三項又は第五項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）に定められた電気工作物であつて経済産業省令で定める規模以上のものの整備又は更新を実施しようとする一般送配電事業者又は送電事業者は、単独又は共同して、その整備又は更新に関する計画（以下「整備等計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 整備等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

第一類第九号

経済産業委員会議録第八号

令和五年四月五日

一 整備又は更新を実施しようとする電気工作物の設置の場所、その規模その他当該電気工作物に関する事項

二 電気工作物の整備又は更新の実施期間

三 電気工作物の整備又は更新の実施に必要な資金の額、調達方法及び負担の方法

四 電気工作物の整備又は更新の実施により見込まれる電気の安定供給の確保への効果

五 電気工作物の整備又は更新の実施により前各号に掲げるもののほか、電気工作物の整備又は更新の実施に関し必要な事項

六 前各号に掲げるもののほか、電気工作物の整備又は更新の実施に関し必要な事項

3 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る整備等計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 整備等計画の円滑かつ確実な実施を確保することが、広域的運営による電気の安定供給の確保を図るために特に重要であること。

二 整備等計画の実施期間、実施体制その他の事項が当該整備等計画を確実に遂行するために適切なものであること。

（認定整備等計画の変更等）

第二十八条の五十 前条第一項の認定を受けた者（次項及び第三項において「認定整備等事業者」という。）は、当該認定に係る整備等計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、認定整備等事業者が当該認定に係る整備等計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に従つて電気工作物の整備又は更新を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3 経済産業大臣は、認定整備等計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつ

たと認めるときは、認定整備等事業者に対して当該認定整備等計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 前条第三項の規定は、第一項の規定による変更の認定に準用する。

第五十四条中「発電用原子炉」の下に「（原子炉等規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。次条第一項第三号において同じ。）」を加える。

第六十六条の十一第一項第三号中「第二十八条の五十七」を「第二十八条の五十九」に改め、同項第五号中「第二十八条の五十、第二十八条の五十三第一項」を「第二十八条の五十二、第二十八条の五十五第一項」に改め、同項第八号中「第二十八条の五十一第一項」を「第二十八条の五十三第一項」に改める。

第九十九条の八中「広域系統整備交付金交付業務」を「広域系統整備交付金交付等業務」に改める。

第一百六条第一項中「原子力を原動力とする発電用の電気工作物（以下「及び」という。）」を削る。

第一百八条第一項中「（平成五年法律第八十八号）を削る。

第一百二十二条の三の見出しを「（原子炉等規制法との関係）」に改め、同条第一項中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号。以下この条において「原子炉等規制法」という。）」を「原子炉等規制法」に改める。

第一百六条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第二十七条の二十九の五の規定による命令に違反したとき。

第二百二十条第一号中「第二十八条の三第一項」を「第二十七条の二十九の三第五項、第二十八条の三第一項」に改める。

第二百二十一条第一号中「第一百六条第四号又は第五号」を「第一百六条第五号又は第六号」に改め、同条第三号中「第三号」を「第四号」に改め、同条第九号中「第二十八条の五十九」に改め、同条第九号中「第二十八条の五十一第一項」を「第二十八条の五十三第一項」に改め、同条第十号中「第二十八条の五十五」を「第二十八条の五十七」に改める。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正）

第二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の三の二十第二項第十二号及び第十三号を次のように改める。

十一 第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の規定に違反して発電用原子炉を運転したとき。

十三 第四十三条の三の三十二第九項の規定による命令に違反したとき。

第四十三条の三の三十二を次のように改める。

（発電用原子炉施設の劣化の管理等）

第四十三条の三の三十二 発電用原子炉設置者は、その設置した発電用原子炉について最初の日から起算して三十年を超えて当該発電用原子炉を運転しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該三十年を超えて運転しようとする期間（十年以内に限る。）における当該発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の劣化を管理するための計画（以下この条において「長期施設管理計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

2 長期施設管理計画には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、長期施設管理計画の期間、第五項の規定により実施した劣化評価（発電用原子炉施設の劣化の状況に関する技術的な評価をいう。以下この条において

改め、同条第三号中「第三号」を「第四号」に改める。

第二百二十四条第七号中「第二十八条の五十七」を「第二十八条の五十九」に改め、同条第九号中「第二十八条の五十一第一項」を「第二十八条の五十三第一項」に改め、同条第十号中「第二十八条の五十五」を「第二十八条の五十七」に改める。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正）

第二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の三の二十第二項第十二号及び第十三号を次のように改める。

十一 第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の規定に違反して発電用原子炉を運転したとき。

十三 第四十三条の三の三十二第九項の規定による命令に違反したとき。

第四十三条の三の三十二を次のように改める。

（発電用原子炉施設の劣化の管理等）

第四十三条の三の三十二 発電用原子炉設置者は、その設置した発電用原子炉について最初の日から起算して三十年を超えて当該発電用原子炉を運転しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該三十年を超えて運転しようとする期間（十年以内に限る。）における当該発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の劣化を管理するための計画（以下この条において「長期施設管理計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

2 長期施設管理計画には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、長期施設管理計画の期間、第五項の規定により実施した劣化評価（発電用原子炉施設の劣化の状況に関する技術的な評価をいう。以下この条において

同じ。)の方法及びその結果、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置その他の原子力規制委員会規則で定める事項を記載しなければならぬ。

3 第一項の認可を受けた者は、当該認可を受けた長期施設管理計画(次項又は第七項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの)の期間を超えてその発電用原子炉を運転しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該期間を超えて運転しようとする期間(十年以内に限る。)における長期施設管理計画を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。この項の認可を受けた者が、当該認可を受けた長期施設管理計画(次項又は第七項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの)の期間を超えてその発電用原子炉を運転しようとするときも、同様とする。

4 第一項又は前項の認可を受けた者は、これらの認可を受けた長期施設管理計画の変更(原子力規制委員会規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

5 発電用原子炉設置者は、長期施設管理計画を定め、又は長期施設管理計画に記載された事項のうち発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置に係る重要な事項その他の原子力規制委員会規則で定める事項を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、劣化評価を実施しなければならない。

6 原子力規制委員会は、第一項、第三項又は第四項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、これらの認可をしてはならない。

一 劣化評価の方法が、発電用原子炉施設の劣化の状況を適確に評価するための基準と

して原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

二 長期施設管理計画の期間における発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置が、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物質又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものであること。

三 発電用原子炉施設が、長期施設管理計画の期間における運転に伴い生ずる当該発電用原子炉施設の劣化の状況を踏まえ、当該期間において安全性を確保するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

7 第一項又は第三項の認可を受けた者は、これらの認可を受けた長期施設管理計画について、第四項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

8 発電用原子炉設置者は、第一項又は第三項の認可を受けた長期施設管理計画(第四項又は前項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。第六十一条の二の二第一項第三号ホにおいて同じ。)に従つて、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置を講じなければならない。

9 原子力規制委員会は、第六項第一号の原子力規制委員会規則で定める基準の変更があつた場合その他の場合において発電用原子炉施設の劣化を適確に管理するため改めて劣化評価を実施させる必要があるとき、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置が同項第二号に規定する基準に適合せず、若しくは適合しなくなるおそれがあると認めるとき、発電用原子炉施設が同項第三号の原子力規制委員会規則で定める基準に適合せず、若しくは適合しなくなるおそれがあると認めるとき、又は発電用原子炉設置者が前

項の規定に違反していると認めるときは、発電用原子炉設置者に対し、劣化評価の実施、長期施設管理計画の変更その他発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置を命ずることができる。

第六十一条の二の二第一項第三号へをトとし、ホをへとし、二の次に次のように加える。

ホ 第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けた長期施設管理計画第六十八条第二項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十二第一項、第三項及び第四項」に改める。

第七十一条第五項中「又は第六十四条第三項」を「第四十三條の三の三十二第一項、第三項若しくは第四項又は第六十四条第三項」に、「場合」という。に、「第一項各号」を「次の各号」に改め、同項に次の各号を加える。

一 発電用原子炉に係る処分をする場合 経済産業大臣(試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあつては、文部科学大臣及び経済産業大臣)

二 船舶に設置する原子炉に係る処分をする場合 国土交通大臣(試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあつては、文部科学大臣及び国土交通大臣)

三 試験研究の用に供する原子炉に係る処分をする場合(前二号に該当するものを除く。) 文部科学大臣

第七十五条第一項第三号中「第四十三條の三の三十二第四項」を「第四十三條の三の三十二第一項、第三項若しくは第四項」に改める。

第七十七条中「者は」を「場合」に、当該違反行為をした者は「に改め、同条各号中「者」を「と」に改める。

第七十八条中「者は」を「場合」に、当該違反行為をした者は「に改め、同条第一号から第十三号の五までの規定中「者」を「と」に改め、同条第十三号の六中「者」を「と」に改め、同

号を同条第十三号の八とし、同条第十三号の五の次に次の二号を加える。

十三の六 第四十三條の三の三十二第一項又は第三項の規定による認可を受けなければならない場合において、これらの認可を受けられないで発電用原子炉を運転したとき。十三の七 第四十三條の三の三十二第九項の規定による命令に違反したとき。

第七十八条第十四号から第二十五号までの規定中「者」を「と」に改め、同条第二十五号の二中「の規定」を「第六十四条の三第八項において準用する場合を含む。」の規定に、「者」を「と」に改め、同条第二十六号中「者」を「と」に、「規定する者を除く。」を「該当する場合を除く。」に改め、同条第二十七号中「した者」を「したとき」に改め、同条第二十七号から第二十八号までの規定中「者」を「と」に改め、同条第二十九号及び第三十号中「した者を「したとき」に改め、同条第三十一号及び第三十二号中「者」を「と」に改める。

第七十八條の四中「者」を「と」ときは、当該違反行為をした者に改める。

第七十九條中「者は」を「場合」に、当該違反行為をした者は「に改め、同条各号中「者」を「と」に改める。

第八十條中「者は」を「場合」に、当該違反行為をした者は「に改め、同条第一号から第八号までの規定中「者」を「と」に改め、同条第九号から第十一号までの規定中「した者」を「したとき」に改め、同条第十二号中「者」を「と」に改める。

第八十一条第二号中「第十三号の四」の下に「第十三号の六、第十三号の七」を加える。

(原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の一部改正)

第三条 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律(平成十七年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

第四十四条を第五十三条とする。

第四十三号中「第四十一条」を「第四十九条に改め、同条を第五十一条とし、同条の次に次の一条を加える。」

（報告）

第五十二条 機構は、毎事業年度、経済産業省令で定めるところにより、廃炉拠出金の収納及び廃炉の実施に必要な費用に相当する額の支払の状況、助言、指導及び勧告の内容その他の廃炉推進業務の実施の状況について経済産業大臣に報告しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

第四十二条を第五十条とする。

第四十一条中「第十条」を「第十八条」に改め、同条第二号中「拠出金」を「再処理等拠出金」に改め、同条第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同条第八号とし、同条第二号の次に次の五号を加える。

三 円滑かつ着実な廃炉の実施を図るために必要な実用発電用原子炉設置者等に対する助言、指導及び勧告を行うこと。

四 廃炉に関する技術の調査、研究及び開発を行うこと。

五 廃炉に必要な設備の調達及び維持管理を行い、並びにこれを実用発電用原子炉設置者等の共用に供すること。

六 廃炉拠出金を収納すること。

七 第十七条の規定による廃炉の実施に必要な費用に相当する額の支払を行うこと。

第四十一条を第四十九条とする。

第四十条中「第二十七条及び第二十八条」を「第三十五条及び第三十六条」に改め、第三章第四節中同条を第四十八条とし、第三十九条を第四十七条とし、第三十八条を第四十六条とする。

第三十七条中「又は」を「、副理事長又は」に改め、同条を第四十五条とする。

第三十六条中「理事長」の下に「、副理事長」を加え、同条を第四十四条とし、第三十五条を第四十三条とする。

第三十四条第二項中「第二十五条各号」を「第三十三条各号」に、「第三十一条」を「第三十九条」に改め、同条を第四十二条とし、第三十三条を第四十一条とし、第三十二条を第四十条とする。

第三十一条第二項中「理事は」を「副理事長及び理事は」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「代表し、理事長」、「掌理し、理事長」及び「代理し、理事長」の下に「及び副理事長」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 副理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

第三十条を第三十八条とする。

第二十九条中「理事四人」を「副理事長一人、理事六人」に改め、同条を第三十七条とし、第三章第三節中第二十八条を第三十六条とし、第二十七条を第三十五条とする。

第二十六条第一項中「第二十二條第四項」を「第三十條第四項」に、「及び」を「、副理事長及び」に改め、同条第二項中「及び」を「、副理事長及び」に改め、同条を第三十四条とし、第二十五条を第三十三条とし、第二十四条を第三十二条とする。

第二十三条中「再処理等」の下に「、廃炉」を加え、同条を第三十一条とする。

第二十二條第一項中「八人」を「十人」に、「及び」を「、副理事長及び」に改め、同条を第三十条とする。

第二十一条中「第四條第二項」を「第五條第二項及び第十一條第二項」に改め、同条第三号中「第四十五條第一項」を「第五十四條第一項」に改

め、同条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 廃炉推進業務中期計画（第五十五条第一項に規定する廃炉推進業務中期計画をいう。）の作成又は変更

五 廃炉実施計画の確認

第二十一条を第二十九条とし、第二十条を第二十八条とし、第三章第二節中第十九條を第二十七條とし、第十八條を第二十六條とし、第十七條を第二十五條とする。

第十六条の前の見出しを削り、同条を第二十四條とし、同条の前に見出しとして「設立の認可等」を付する。

第十五條中「又は」を「、廃炉又は」に改め、同条を第二十三條とし、第三章第一節中第十四條を第二十二條とし、第十三條を第二十一條とする。

第十二條中「使用済燃料再処理機構」を「使用済燃料再処理・廃炉推進機構」に改め、同条を第二十條とし、第十一條を第十九條とする。

第十條中「使用済燃料再処理機構」を「使用済燃料再処理・廃炉推進機構」に、「業務」を「業務及び円滑かつ着実な廃炉の推進に関する業務」に改め、同条を第十八條とする。

第三章の章名中「使用済燃料再処理機構」を「使用済燃料再処理・廃炉推進機構」に改め、同章を第四章とする。

第九條中「拠出金」を「再処理等拠出金」に、「第七條第一項」を「第八條第一項」に、「及び」を「及び前條第一項」に改め、第三章第二節中同条を第十條とする。

第八條第一項中「拠出金」を「再処理等拠出金」に改め、同条第二項中「延滞金」を「前項の延滞金」に、「拠出金」を「再処理等拠出金」に改め、第二章第一節中同条を第九條とする。

第七條の見出しを「再処理等拠出金の納付等」に改め、同条第一項中「拠出金」を「再処理等拠出金」に、「第四條第二項」を「第五條第二

項」に、「第五條第一項」を「第六條第一項」に改め、同条第二項中「第四條第二項」を「第五條第二項」に改め、同条第三項中「第四條第二項」を「第五條第二項」に、「拠出金」を「再処理等拠出金」に改め、同条第四項及び第五項中「拠出金」を「再処理等拠出金」に改め、同条第六項中「拠出金」を「再処理等拠出金」に、「第九條」を「第十條」に改め、同条第八項中「拠出金」を「再処理等拠出金」に改め、同条を第八條とする。

第六條第一項中「拠出金」を「再処理等拠出金」に改め、同条第三項中「拠出金」を「再処理等拠出金」に、「第四十五條第一項前段」を「第五十四條第一項前段」に、「第九條」を「第十條」に改め、同条を第七條とする。

第五條第一項中「拠出金」を「再処理等拠出金」に改め、同条を第六條とする。

第四條の見出しを「再処理等拠出金」に改め、同条第一項中「第四十一條各号」を「第四十九條第一号及び第二号」に、「使用済燃料再処理機構」を「使用済燃料再処理・廃炉推進機構」に改め、「この章」の下に「及び次章」を、「の業務」の下に「並びにこれらに附帯する機構の業務」を加え、「第七條第一項において」を「以下」に改め、同条第二項中「の額」を「（以下「再処理等拠出金」という。）の額」に改め、同条第六項中「機構の業務」を「再処理等業務」に改め、同条を第五條とする。

第二章の章名及び同章第一節の節名を次のように改める。

第二章 再処理等拠出金の納付及び再処理等の実施

第一節 再処理等拠出金の納付

第二章の次に次の一章を加える。

第三章 廃炉拠出金の納付及び廃炉に係る費用の支払

第一節 廃炉拠出金の納付

第十一條 実用発電用原子炉設置者等は、廃炉推進業務（第四十九條第三号から第七号まで

）に、同条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

に掲げる機構の業務及びこれらに附帯する機構の業務をいう。以下同じ。)に必要な費用に充てるため、各年度、一の機構に対し、拠出金を納付しなければならない。

2 前項の拠出金(以下「廃炉拠出金」という。)の額は、各実用発電用原子炉設置者等につき、廃炉拠出金年度総額(機構ごとに、実用発電用原子炉設置者等から納付を受けるべき廃炉拠出金の額の総額として機構が年度ごとに運営委員会の議決を経て定める額をいう。以下この条において同じ。)に拠出金率(機構ごとに、廃炉拠出金年度総額に対する各実用発電用原子炉設置者等が納付すべき額の割合として機構が運営委員会の議決を経て実用発電用原子炉設置者等)ごとに定める割合をいう。以下この条において同じ。)を乗じて得た額とする。

3 廃炉拠出金年度総額は、次に掲げる要件を満たすために必要なものとして機構ごとに経済産業省令で定める基準に従い、定めなければならない。

一 各実用発電用原子炉設置者等の実用発電用原子炉に係る廃炉の長期的な見通し及び当該廃炉の実施の状況に照らし、各年度における廃炉推進業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること。

二 各実用発電用原子炉設置者等の収支の状況に照らし、電気の安定供給その他の実用発電用原子炉の運転に係る事業の円滑な運営に支障を来し、又は当該事業の利用者に著しい負担を及ぼすおそれのないものであること。

4 拠出金率は、各実用発電用原子炉設置者等の実用発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の規模、廃炉の実施の状況その他の事情を勘案して機構ごとに経済産業省令で定める基準に従い、定めなければならない。

5 機構は、廃炉拠出金年度総額若しくは拠出金率を定め、又はこれらを変更しようとする

ときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

6 機構は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、当該認可に係る廃炉拠出金年度総額又は拠出金率を実用発電用原子炉設置者等に通知しなければならない。

7 機構は、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二十七条の二十九の二第六項(同条第七項及び同法第二十七条の二十九の四第二項において準用する場合を含む。)又は次条第三項の規定による通知を受けたときは、廃炉拠出金年度総額又は拠出金率について検討を加え、必要と認めるときは、これらを変更しなければならない。

8 経済産業大臣は、廃炉推進業務の実施の状況、各実用発電用原子炉設置者等が行う実用発電用原子炉の運転に係る事業の状況その他の事情に照らし必要と認めるときは、機構に対し、廃炉拠出金年度総額又は拠出金率の変更をすべきことを命ずることができる。

(機構の名称等の届出)
第十二条 実用発電用原子炉設置者等は、その実用発電用原子炉設置者等となった日から十五日以内に、経済産業省令で定めるところにより、前条第一項の規定により廃炉拠出金を納付する機構の名称及び住所を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 実用発電用原子炉設置者等は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から十五日以内に、経済産業省令で定めるところにより、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 その設置している実用発電用原子炉の運転を廃止したとき。
二 その設置している実用発電用原子炉の廃炉が終了したとき。
三 その設置している実用発電用原子炉に係る発電用原子炉施設(原子炉等規制法第四

十三條の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。次号において同項の規定により指定されたとき。

四 その設置している実用発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について原子炉等規制法第六十四条の二第三項の規定による指定の解除が行われたとき。

3 経済産業大臣は、前二項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を当該機構に通知するものとする。

(変更)
第十三条 実用発電用原子炉設置者等は、廃炉拠出金を納付する機構を変更しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする実用発電用原子炉設置者等は、その機構を変更しようとする日の属する年度の前年度の一月一日までに、その旨、変更しようとする理由その他経済産業省令で定める事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 経済産業大臣は、前項の申請書の提出があった場合において、その変更が廃炉拠出金を納付する機構として現に届け出ている機構の認可業務計画(第五十五条第一項前段の規定による認可を受けた廃炉推進業務中期計画をいい、同項後段の規定による変更の認可があったときは、その変更後のもの。以下この項及び第十六条において同じ。)に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるとき、又はその変更により廃炉拠出金を納付する機構となる機構の認可業務計画に照らし不適切であると認めるときは、その申請を却下することができる。

4 第七条第四項から第六項までの規定は、実用発電用原子炉設置者等による第二項の申請(廃炉拠出金の納付)

第十四条 実用発電用原子炉設置者等は、各年度の六月三十日(その年度に実用発電用原子炉設置者等となった者にあつては、そのなつた日の属する年度の翌年度の六月三十日)までに、廃炉拠出金を、第十二条第一項の規定により届け出た機構(前条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後の機構。第十六条及び第十七条において同じ。)に納付しなければならない。ただし、当該廃炉拠出金の額の二分の一に相当する金額については、各年度の十二月三十一日までに納付することができる。

(準用)
第十五条 第八条第六項から第八項まで及び第九条の規定は、実用発電用原子炉設置者等による廃炉拠出金の納付について準用する。この場合において、第八条第六項中「機構」とあるのは「第十四条に規定する機構」と、第一項の納期限第三項の規定による通知があつた場合にあつては、第四項の納期限。次条第一項及び第十条において同じ。」とあるのは「同条の納期限」と、第九条第一項中「前条第一項」とあるのは「第十四条」と、「機構」とあるのは「同条に規定する機構」と読み替へるものとする。

第二節 廃炉に係る費用の支払
(廃炉実施計画)
第十六条 認可業務計画の計画期間内に廃炉を実施する実用発電用原子炉設置者等は、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、廃炉の実施に関する計画(次条及び第二十九条第五号において「廃炉実施計画」という。)を作成し、その内容が認可業務計画に適合することについて、機構の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(費用の請求及び支払)
第十七条 機構は、前条前段の確認を受けた廃炉実施計画(同条後段の規定による変更が

あつたときは、その変更後のもの)に基づき
廃炉を実施する実用発電用原子炉設置者等か
ら当該廃炉に係る費用に相当する額の支払の
請求を受けたときは、実用発電用原子炉設置
者等の実用発電用原子炉に係る廃炉について
機構が適正な支払を行うための基準として経
済産業大臣が定める基準に従つて、当該廃炉
の実施に必要な費用に相当する額を支払うも
のとする。

第一章第三条の次に次の一条を加える。
(実用発電用原子炉設置者等の責務)
第四条 実用発電用原子炉設置者等は、円滑か
つ着実な廃炉の実施を図るため、相互に連携
を図りながら協力するよう努めなければなら
ない。

(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関す
る特別措置法の一部改正)
第四条 再生可能エネルギー電気の利用の促進に
関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)
の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条の五」を「第十五条の十一」
に、「第七節 解体等積立金(第十五条の六)第一
十五条の十六」を「第七節 解体等積立金(第十
五条の十二)第十五条の十八」に、「第八
十五条の十九」第十五条の二十一」に、「第八
節」を「第九節」を「第十節」に、「系
統設置交付金」を「系統設置交付金等」に改める。

第二条の二第七項中「納付金」の下に、「第十
五条の十一」第二項及び第二十九条の二第二項の
規定により推進機関が徴収する金銭、第十五条
の十第一項の規定により推進機関に帰属した金
銭」を加える。

第二条の三第一項中「ものごと」に、当該の下
に「交付対象区分等に該当する再生可能エネル
ギー発電設備に適用する基準価格(を加え、
(以下「基準価格」という)をいう。以下同
じ)に改める。
第三条第二項中「つき」の下に「当該特定調達

対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電
設備に適用する調達価格(を加え、「以下」調
達価格」という)をいう。以下同じ)に改め
る。

第九条第二項第二号中「第十五条の九」を「第
十五条の十五」に改め、同項中第八号を第九号
とし、同項第七号中「第十五条の六」第一項を
「第十五条の十二」第一項に改め、同号を同項第
八号とし、同項第六号の次に次の一号を加え
る。

七 再生可能エネルギー発電事業の用に供す
る再生可能エネルギー発電設備が出力その
他の事項に関する経済産業省令で定める要
件に該当する場合においては、当該再生可
能エネルギー発電設備の設置の場所の周辺
地域の住民に対する説明会の開催その他の
再生可能エネルギー発電事業の実施に関す
る事項の内容を周知させるための措置とし
て経済産業省令で定めるもの実施状況に
関する事項

第九条第四項中第七号を第八号とし、第六号
を第七号とし、第五号の次に次の一号を加え
る。
六 再生可能エネルギー発電設備が第二項第
七号の経済産業省令で定める要件に該当す
る場合においては、同号の経済産業省令で
定める措置が実施されたこと。

第十条第一項中「から第七号まで」を「から第
六号まで若しくは第八号」に、「の認定」を「当
該事項(同条第二項第三号から第六号まで又は
第八号に掲げる事項のうち重要な事項として経
済産業省令で定めるものを変更しようとするこ
きは、同項第七号に掲げる事項を含む)」を記載
した申請書を提出してその認定」に改め、同条
第三項中「第八号」を「第九号」に改め、同条第
四項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第四項第六号中
「場合において」とあるのは、「場合におい
て、次条第一項の経済産業省令で定める事項

を変更しようとするとき」と読み替えるもの
とする。
第十条の次に次の二条を加える。

(再生可能エネルギー発電設備の増設又は更
新に係る基準価格又は調達価格の適用の特
例)

第十条の二 再生可能エネルギー発電設備の増
設又は一部の更新(以下「増設等」という)で
あつて経済産業省令で定めるものに係る前条
第一項の規定による変更の認定を受けよう
とする認定事業者は、第九条第二項第六号に掲
げる事項について、再生可能エネルギー発電
設備のうち当該増設等に係る部分とそれ以外
の部分とに区別して再生可能エネルギー発電
事業計画に記載することができる。

2 前項の規定により増設等に係る部分とそれ
以外の部分とを区別して前条第一項の規定に
よる変更の認定を受けた再生可能エネルギー
発電事業計画に記載した再生可能エネルギー
発電設備に適用される基準価格又は調達価格
は、第二条の三第一項又は第三条第二項の規
定にかかわらず、当該増設等に係る部分以外
の部分について従前の交付対象区分等又は特
定調達対象区分等に該当するものとみなし
て、当該増設等に係る部分及びそれ以外の部
分に係る基準価格又は調達価格を基礎とし
て、これらの部分ごとの再生可能エネルギー
源を電気に変換する能力を勘案し、経済産業
省令で定める方法により算定した価格とす
る。

(認定事業者の義務)
第十条の三 認定事業者は、第九条第四項の認
定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画
(第十条第一項の規定による変更若しくは追
加の認定又は同条第二項若しくは第三項の規
定による変更の届出があつたときは、その変
更後又は追加後のもの。以下「認定計画」とい
う。)に従つて再生可能エネルギー発電事業を
実施しなければならない。

認定事業者は、再生可能エネルギー発電事
業に係る業務の全部又は一部を委託する場合
は、当該再生可能エネルギー発電事業が認定
計画に従つて実施されるよう、その委託を受
けた者(その者から委託(二以上の段階にわた
る委託を含む)を受けた者を含む。第五十二
条第一項において「受託者」という。)に対する
必要かつ適切な監督を行わなければならない。
第十一号中「第九条第四項の認定を受けた再
生可能エネルギー発電事業計画(前条第一項の
規定による変更若しくは追加の認定又は同条第
二項若しくは第三項の規定による変更の届出が
あつたときは、その変更後又は追加後のもの。
以下「及び」という)を削る。

第十三条中「認定計画に従つて再生可能エネ
ルギー発電事業を実施していない」を「第十条の
三の規定に違反している」に改める。
第十四条中「第十五条の十一」及び第十五条の
十二第一項を「第十五条の十七及び第十五条の
十八第一項」に改める。
第十五条第一号中「認定計画に従つて再生可
能エネルギー発電事業を行っていない」を「第十
条の三の規定に違反している」に改め、同条第
四号中「第十五条の六」第二項又は第十五条の十
二」を「第十五条の十二」第二項又は第十五条の十
七」に改める。

第十五条の二第二項中「納付金」の下に、「第
十五条の十一」第二項及び第二十九条の二第二項
の規定により推進機関が徴収する金銭、第十五
条の十第一項の規定により推進機関に帰属した
金銭」を加える。
第二章中第九節を第十節とし、第八節を第九
節とする。

第二章第七節中第十五条の十六を第十五条の
二十二とする。
第十五条の十五(見出しを含む)中「解体等積
立金」を「交付金相当積立金及び解体等積立
金」に改め、同条を第十五条の二十一とし、第

第十五条の十四を第十五条の二十とする。

第十五条の十三中「第十五条の六第三項」を「第十五条の六第二項の規定により推進機関に積み立てられた交付金相当額積立金及び第十五条の十二第三項」に改め、同条を第十五条の十九とし、第十五条の十二を第十五条の十八とし、同条の次に次の節名を付する。

第八節 積立金管理業務

第十五条の十一中「第十五条の六」を「第十五条の十二」に改め、同条を第十五条の十七とする。

第十五条の十中「昭和四十五年法律第百三十七号」を削り、同条を第十五条の十六とする。

第十五条の九中「認定事業者であつた者をいう。以下この条及び第十五条の十二において同じ。」を削り、同条を第十五条の十五とする。

第十五条の八第一項中「額を」を「額を当該認定事業者が第十五条の六第一項の規定による命令を受けた者である場合には、第十五条の八第一項の規定による控除をした額を」に改め、同条第二項中「第十五条の六第二項」を「第十五条の十二第二項」に改め、同条を第十五条の十四とする。

第十五条の七第二項中「とに」の下に「当該積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備に適用する」を加え、同条に次の一項を加える。

5 第十条の二第二項の規定は、同条第一項の規定により増設等に係る部分とそれ以外の部分とを区別して第十条第一項の規定による変更の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に記載した再生可能エネルギー発電設備に適用される解体等積立基準額について準用する。この場合において、第十条の二第二項中「第二項の三第一項又は第三項第二項」とあるのは「第十五条の十三第二項」と、「交付対象区分等又は特定調達対象区分等」とあるのは「積立対象区分等」と読み替えるものとする。

第十五条の七を第十五条の十三とし、第十五条の六を第十五条の十二とし、第二章第六節中第十五条の五の次に次の六条を加える。

(積立命令)

第十五条の六 経済産業大臣は、認定事業者が第十条の三の規定に違反していると認めるときは、当該認定事業者に対し、次条に規定する額の金銭を交付金相当額積立金として積み立てるべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令に従つて行う積立ては、推進機関にしなければならない。

3 特定契約又は一時調達契約により再生可能エネルギー電気を供給する認定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、特定契約又は一時調達契約を締結した電気事業者を経由して前項の積立てを推進機関に行うものとする。

(交付金相当額積立金の額)

第十五条の七 交付金相当額積立金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 認定事業者が再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給する場合 第二項の四第一項の経済産業省令で定める期間ごとに、同項の経済産業省令で定める方法により算定した供給促進交付金の額を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した額

二 認定事業者が再生可能エネルギー電気を特定契約又は一時調達契約により電気事業者に対し供給する場合 第十五条の二第一項の経済産業省令で定める期間ごとに、第十五条の三の経済産業省令で定める方法により算定した調整交付金の額のうち当該電気事業者が当該特定契約又は一時調達契約に係る再生可能エネルギー電気の調達に係る費用に充てる額に相当する額を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した額

(供給促進交付金の交付に係る交付金相当額積立金の控除)

第十五条の八 推進機関は、第十五条の六第一項の規定による命令を受けた認定事業者に対して供給促進交付金を交付するときは、第二項の四第一項の経済産業省令で定める方法により算定した額から、前条第一号に定める額(当該供給促進交付金の額を限度とする)を控除するものとする。

2 前項の規定により供給促進交付金の額から控除された額は、当該認定事業者が、第十五条の六第一項の規定による命令及び同条第二項の規定により交付金相当額積立金として推進機関に積み立てたものとみなす。

(交付金相当額積立金の取戻し)

第十五条の九 認定事業者又は旧認定事業者(認定事業者であつた者をいう。以下同じ)は、交付金相当額積立金を積み立てておく必要がない場合として経済産業省令で定める場合に該当することについて、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けた場合には、当該交付金相当額積立金の全部又は一部を取り戻すことができる。

(交付金相当額積立金の推進機関への帰属)

第十五条の十 都道府県知事、市町村長その他の認定事業者及び旧認定事業者以外の者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)その他の法律の規定により再生可能エネルギー発電設備の除去その他の措置のうち経済産業省令で定めるものを講じた場合において、当該再生可能エネルギー発電設備に係る認定事業者又は旧認定事業者により推進機関に積み立てられた交付金相当額積立金があるときは、当該交付金相当額積立金は、推進機関に帰属するものとする。

2 前項の規定により推進機関に帰属した金銭は、供給促進交付金、調整交付金及び第二十九条第三項に規定する系統設置交付金等の交付の業務に要する費用に充てるものとする。

(返還命令等)

第十五条の十一 経済産業大臣は、第十五条の規定により認定を取り消すときは、その認定事業者に対して、認定発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気の供給に係る供給促進交付金の全部若しくは一部を推進機関に返還し、又は認定発電設備に係る特定契約若しくは一時調達契約を締結する電気事業者に交付される調整交付金のうち当該特定契約若しくは一時調達契約に係る再生可能エネルギー電気の調達に係る費用に充てる額に相当する額の全部若しくは一部を推進機関に納付すべきことを命ずることができる。

2 推進機関は、前項の規定による命令を受けた者から、同項の規定により当該者が返還又は納付を命ぜられた金額を徴収する。

第三章第一節の節名を次のように改める。

第一節 系統設置交付金等

第二十八条の次に次の一条を加える。

(特定系統設置交付金の交付)

第二十八条の二 認定整備等事業者(電気事業法第二十八条の五十第一項に規定する認定整備等事業者をいう。以下この節において同じ)は、同条第二項に規定する認定整備等計画に従つて、系統電気工作物であつて再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置しようとするときは、当該系統電気工作物の設置に要する費用を当該系統電気工作物の工事を開始した日から使用するための前日までの期間にわたり回収するための交付金(以下「特定系統設置交付金」という)の交付を受けることができる。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により認定整備等事業者に交付する特定系統設置交付金について準用する。この場合において、同条第三項中「設置及び維持」とあるのは、「設置」と読み替えるものとする。第二十九条の見出しを「(系統設置交付金等)」とする。

額)に改め、同条第一項中「前条第三項」を「第二十八條第三項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、認定整備等事業者が当該系統電気工作物の設置に係る特定系統設置交付金の交付を受けた場合における系統設置交付金の額は、この項本文の規定により得た額から当該特定系統設置交付金の額を控除した額とする。

第二十九條第二項中「系統設置交付金」の下に「及び特定系統設置交付金(以下「系統設置交付金等」という。))を、「納付金」の下に、「第十五條の十一第二項及び次条第二項の規定により推進機関が徴収する金銭並びに第十五條の十第一項の規定により推進機関に帰属した金銭」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特定系統設置交付金の額は、前条第二項において準用する第二十八條第三項の規定により届け出られた費用のうち、その事業の規模を考慮して経済産業省令で定めるものの額に、当該系統電気工作物の設置及び維持に伴い生ずる便益のうち再生可能エネルギー電気の利用の促進が占める割合として、経済産業省令で定める算定方法により算定した割合を乗じて得た額とする。

第二十九條の次に次の一条を加える。

(返還命令等)
第二十九條の二 経済産業大臣は、電気事業法第二十八條の五十第二項又は第三項の規定により同法第二十八條の四十九第一項の認定を取り消すときは、その認定整備等事業者に対して、特定系統設置交付金の全部又は一部を推進機関に返還すべきことを命ずることができ、

2 推進機関は、前項の規定による命令を受けた者から、同項の規定により当該者が返還を命ぜられた金額を徴収する。

の通知)に改め、同条中「第二十八條第三項」の下に「第二十八條の二第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。」を加え、「同項」を「第二十八條第三項」に、「又は送電事業者」を「若しくは送電事業者又は認定整備等事業者」に、「系統設置交付金」を「系統設置交付金等」に改める。

第三十條の二中「前三條」を「第二十八條から前条まで」に、「系統設置交付金」を「系統設置交付金等」に改める。

第三十一條第一項中「系統設置交付金」を「系統設置交付金等」に改める。

第四十一條中「第十五條の十五」を「第十五條の二十一」に改める。

第五十二條第一項中「又は登録特定送配電事業者」を、「登録特定送配電事業者若しくは受託者」に改め、同条の次に次の四條を加える。

(送達すべき書類)
第五十二條の二 第十三條の規定による命令、第十五條の規定による取消し又は第十五條の六第一項若しくは第十五條の十一第一項の規定による命令は、経済産業省令で定める書類を送達して行ふ。

2 第十三條の規定による命令又は第十五條の規定による取消しに係る行政手続法(平成五年法律第八十八號)第十五條第一項又は第三十條の規定による通知は、同法第十五條第一項及び第二項又は第三十條の書類を送達して行ふ。この場合において、同法第十五條第三項(同法第三十一條において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(送達に関する民事訴訟法の準用)
第五十二條の三 前條の規定による送達については、民事訴訟法(平成八年法律第九十九號)第九十九條、第一百條、第一百三條、第一百五條、第一百六條、第八十八條及び第九十九條の規定を準用する。この場合において、同法第九十九條第一項中「執行官」とあるのは「経済産業省の職員」と、同法第八十八條中「裁判長」とあり、

及び同法第九十九條中「裁判所」とあるのは「経済産業大臣」と読み替えるものとする。

(公示送達)
第五十二條の四 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

二 外国においてすべき送達について、前条において準用する民事訴訟法第八十條の規定によることができず、又はこれによっても送達をすることができないと認めるとき

三 前条において準用する民事訴訟法第八十條の規定により外国の管轄官庁に嘱託を發した後六月を経過してもその送達を証する書類の送付がない場合

2 公示送達は、送達をすべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を経済産業省の揭示場に揭示することにより行ふ。

3 公示送達は、前項の規定による揭示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。

4 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

(電子情報処理組織の使用)
第五十二條の五 経済産業省の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一號)第三十條第九號に規定する処分通知等であつて第五十二條の二の規定により書類を送達して行ふこととして

しているものに関する事務を、同法第七條第一項の規定により同法第六條第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、第五十二條の三において準用する民事訴訟法第九十九條の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して経済産業省の使用に係る電子計算機(入出力装置を

含む)に備えられたファイルに記録しなればならない。

第六十二條第二号中「第十五條の十六」を「第十五條の二十二」に改める。

(原子力基本法の一部改正)
第五條 原子力基本法(昭和三十年法律第八十六號)の一部を次のように改正する。

第一條中「學術の進歩と産業の振興と」を「並びに學術の進歩、産業の振興及び地球温暖化の防止」に改める。

第二條に次の一項を加える。

3 エネルギーとしての原子力利用は、国及び原子力事業者(原子力発電に関する事業を行う者をいう。第二條の三及び第二條の四において同じ。)が安全神話に陥り、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を防止したことができなかったことを真摯に反省した上で、原子力事故(原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四十七號)第二條第一項に規定する原子炉の運転等に起因する事故をいう。以下同じ。)の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならぬという認識に立つて、これを行うものとする。

第二條の次に次の三條を加える。

(国の責務)
第二條の二 国は、エネルギーとしての原子力利用に当たつては、原子力発電を電源の選択肢の一つとして活用することによる電気の安定供給の確保、我が国における脱炭素社会(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七號)第二條の二に規定する脱炭素社会をいう。第十六條の二第二項において同じ。)の実現に向けた発電事業における非化石エネルギー源(エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第七十二號)第二條第二

項に規定する脱炭素社会をいう。第十六條の二第二項において同じ。)の実現に向けた発電事業における非化石エネルギー源(エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第七十二號)第二條第二

項に規定する非化石エネルギー源をいう。第十六条の二第二項において同じ。の利用の促進及びエネルギーの供給に係る自律性の向上に資することができるよう、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 国は、エネルギーとしての原子力利用に当たっては、原子力施設(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号。次条第四号及び第三十二条の四第一項において「原子炉等規制法」という。))第二項第七項に規定する原子力施設をいう。以下同じ。の安全性の向上に不断に取り組むこと等によりその安全性を確保することを前提として、原子力事故による災害の防止に関し万全の措置を講じつつ、原子力施設が立地する地域の住民をはじめとする国民の原子力発電に対する信頼を確保し、その理解を得るために必要な取組及び地域振興その他の原子力施設が立地する地域の課題の解決に向けた取組を推進する責務を有する。

(原子力利用に関する基本的施策)

第二条の三 国は、原子力発電を適切に活用することができるよう、原子力施設の安全性を確保することを前提としつつ、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 原子力発電に係る高度な技術の維持及び開発を促進し、これらを行う人材の育成及び確保を図り、並びに当該技術の維持及び開発のために必要な産業基盤を維持し、及び強化するための施策

二 原子力に関する研究及び開発に取り組む事業者、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構その他の関係者の相互の連携並びに当該研究及び開発に関する国際的な連携を強化するための施策その他の当該研究及び開発の推進並びにこれらの成果の円滑な実用化を図るための施策

三 電気事業に係る制度の抜本的な改革が実施された状況においても、原子力事業者が

原子力施設の安全性を確保するために必要な投資を行うことその他の安定的にその事業を行うことができる事業環境を整備するための施策

四 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律(平成十七年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再処理等、同条第一項に規定する使用済燃料に係るその貯蔵能力の増加その他の対策及び原子炉等規制法第四十三条の三の三十三第一項に規定する廃止措置の円滑かつ着実な実施を図るための関係地方公共団体との調整その他の必要な施策

五 最終処分(特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第十七号))第二条第二項に規定する最終処分をいう。以下この号において同じ。に関する国民の理解を促進するための施策、最終処分の計画的な実施に向けた地方公共団体その他の関係者に対する主体的な働き掛け、同法第六条第二項に規定する文庫調査対象地区又は同法第三条第二項第二号に規定する概要調査地区等をその区域に含む地方公共団体、最終処分に理解と関心を有する地方公共団体その他の関係者に対する関係府省の連携による支援、最終処分に関する研究開発の推進を図るための国際的な連携並びに原子力発電環境整備機構及び原子力事業者との連携の強化その他の最終処分の円滑かつ着実な実施を図るために必要な施策

(原子力事業者の責務)

第二条の四 原子力事業者は、エネルギーとしての原子力利用に当たっては、原子力事故の発生防止及び原子炉等規制法第二条第六項に規定する特定核燃料物質の防護のために必要な措置を講じ、並びにその内容を不断に見直し、その他原子力施設の安全性の向上を図るための態勢を充実強化し、並びに関係地方公共団体その他の関係機関と連携しながら原

子力事故に対処するための防災の態勢を充実強化するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 原子力事業者は、原子力施設が立地する地域の原子力発電に対する信頼を確保し、その理解を得ることがその事業の円滑な実施を図る上で極めて重要であることに鑑み、そのために必要な取組を推進しながら、国又は地方公共団体が実施する地域振興その他の原子力施設が立地する地域の課題の解決に向けた取組に協力する責務を有する。

第三条の四第一号中(「原子炉の運転等(原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四十七号)第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。))に起因する事故をいう。次号において同じ。))を削る。

第六章に次の一条を加える。

第十六条の二 原子力発電の用に供する原子炉を運転する者は、別に法律で定めるところにより政府の行う運転期間に係る規制に従わなければならない。

2 前項の運転期間に係る規制は、我が国において、脱炭素社会の実現に向けた発電事業における非化石エネルギー源の利用の促進を図りつつ、電気の安定供給を確保するため、エネルギーとしての原子力の安定的な利用を図る観点から措置するものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条の規定(原子力基本法第六章に一条を加える改正規定を除く。))並びに附則第十三条、第十五条、第十六条及び第二十六条の規定 公布の日

二 第二条中核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。))第七十八条第二十五号の二の改

正規定(二の規定)を「(第六十四条の三第八項において準用する場合を含む。))の規定」に改める部分に限る。公布の日から起算して十日を経過した日

三 附則第四条から第六条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第一条中電気事業法目次の改正規定(第二十七条の二十九を第二十七条の二十九の六)に改める部分に限る。同法第二十七条の二十九の改正規定、同法第二章第五節に五条を加える改正規定、同法第五十四条の改正規定、同法第六十六条第一項の改正規定、同法第八十一条の改正規定、同法第一百二十二条の三の見出し及び同条第一項の改正規定、同法第一百六十六条の改正規定、同法第二百一十号の改正規定並びに同法第二百一十号第一号及び第三号の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。次条第一項及び附則第三条において同じ。))並びに第五条の改正規定(原子力基本法第六章に一条を加える改正規定に限る。))並びに次条並びに附則第三条、第十八条第二項及び第三項、第二十条(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号))附則第九条第二十一項の改正規定に限る。)、第二十一条並びに第二十二条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(電気事業法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 前条第四号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第二項の認可(以下この項において「旧認可」という。))を受けている原子炉等規制法第四十三条の三の八第一項に規定する発電用原子炉設置者である第一号の規定(同号に掲げる改正規定に限る。))による改正後の電気事業法(次項及び附則第十八条第二項において「新電気事業法」という。))第二十七条の二十九の二第一項に規定する原子力発電事業者(次項

において「特定原子力発電事業者」という。は、同号に掲げる規定の施行の日(以下「第四号施行日」という。)に同条第二項の認可を受けたものとみなす。この場合において、当該認可により延長する同条第一項に規定する運転期間は、旧認可により延長した期間と同一の期間とする。

2 特定原子力発電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、第四号施行日から起算して三月以内に新電気事業法第二十七条の二十九の二第三項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を記載した書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

(原子炉等規制法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 平成二十四年既設発電用原子炉(原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)附則第二十五条第一項に規定する既設発電用原子炉であつて附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に設置されているものをいう。次条及び附則第五条第一項において同じ。)についての第二条の規定による改正後の原子炉等規制法(以下「新原子炉等規制法」という。)第四十三條の三の三十二第一項の規定の適用については、同項中「発電用原子炉」について最初に第四十三條の三の三十一第三項の確認を受けた」とあるのは、「発電用原子炉」の設置の工事について最初に原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)附則第四十一条の規定による改正前の電気事業法(昭和三十九年法律第七十七号)第四十九條第一項の検査に合格した」とする。

第四条 第四号施行日前に平成二十四年既設発電用原子炉(その設置の工事について最初に原子力規制委員会設置法附則第四十一条の規定による改正前の電気事業法第四十九條第一項の検査に合格した日(次項において「運転開始日」という。)から起算して三十年を経過しているものに限る。)を運転している者であつて、第四号施行日において引き続き当該平成二十四年既設発電用原子炉を運転しようとするものは、第四号施行

行日の前日までに、新原子炉等規制法第四十三條の三の三十二第一項、第二項、第五項及び第六項の規定の例により、長期施設管理計画(同条第一項に規定する長期施設管理計画をいう。以下同じ。)を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。この場合において、当該認可は、第四号施行日において同条第一項の認可とみなす。

2 前項の規定により認可を受けなければならない長期施設管理計画の期間は、次の各号に掲げる平成二十四年既設発電用原子炉の区分に応じ、第四号施行日から当該各号に定める日までの期間とする。

一 次号及び第三号に掲げるもの以外のもの
運転開始日から起算して四十年を経過する日

二 第四号施行日において運転開始日から起算して二十年を超えて運転しようとするもの(次号に掲げるものを除く。)
運転開始日から起算して五十年を経過する日

三 第四号施行日において運転開始日から起算して五十年を超えて運転しようとするもの
運転開始日から起算して六十年を経過する日

3 第一項の認可を受けた長期施設管理計画(附則第六条第一項又は第二項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの)の期間が一年以内である場合には、当該長期施設管理計画の期間を超えてその平成二十四年既設発電用原子炉を運転しようとする者は、第四号施行日においても、新原子炉等規制法第四十三條の三の三十二第二項、第三項前段、第五項及び第六項の規定の例により、当該期間を超えて運転しようとする期間(十年以内に限る。)における長期施設管理計画の認可を受けることができる。この場合において、当該認可は、第四号施行日において同条第三項前段の認可とみなす。

4 前項の認可の申請は、第四号施行日の前日までの間に当該申請に対する処分がされなかつたときは、第四号施行日において新原子炉等規制

法第四十三條の三の三十二第三項前段の認可の申請とみなす。

5 原子力規制委員会は、第一項又は第三項の認可をする場合においては、あらかじめ、経済産業大臣に通知するものとする。

6 第一項又は第三項の認可を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を国に納めなければならない。

第五条 平成二十四年既設発電用原子炉(前条第一項に規定するものを除く。)について長期施設管理計画の認可を受けようとする者は、第四号施行日においても、新原子炉等規制法第四十三條の三の三十二第一項、第二項、第五項及び第六項の規定の例により、原子力規制委員会の認可を受けることができる。この場合において、当該認可は、第四号施行日において同条第一項の認可とみなす。

2 前条第四項から第六項までの規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第四項中「第四十三條の三の三十二第三項前段」とあるのは、「第四十三條の三の三十二第一項」と読み替へるものとする。

第六条 附則第四条第一項若しくは第三項又は前条第一項の認可を受けた者であつて、これらの認可を受けた長期施設管理計画の変更(原子力規制委員会規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするものは、第四号施行日においても、新原子炉等規制法第四十三條の三の三十二第二項及び第四項から第六項までの規定の例により、当該長期施設管理計画の変更の認可を受けることができる。この場合において、当該認可は、第四号施行日において同条第四項の認可とみなす。

2 附則第四条第一項若しくは第三項又は前条第一項の認可を受けた長期施設管理計画について、前項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をした者は、第四号施行日においても、新原子炉等規制法第四十三條の三の三十二第七項の規定の例により、その旨を原子力規制

委員会に届け出ることができる。この場合において、当該届出は、第四号施行日において同項の規定による届出とみなす。

3 附則第四条第四項から第六項までの規定は、第一項の認可について準用する。この場合において、同条第四項中「第四十三條の三の三十二第三項前段」とあるのは、「第四十三條の三の三十二第四項」と読み替へるものとする。

(原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この法律の施行の日(附則第十三条及び第十五条において「施行日」という。)から第四号施行日の前日までの間における第三条の規定による改正後の原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律(以下「新再処理法」という。)第十一条第七項の規定の適用については、同項中「電気事業法昭和三十九年法律第七十七号」第二十七條の二十九の二第六項(同条第七項及び同法第二十七條の二十九の四第二項において準用する場合を含む。)又は次条第三項」とあるのは、「次条第三項」とする。

第八条 この法律の施行の際現に実用発電用原子炉設置者等(新再処理法第二条第八項に規定する実用発電用原子炉設置者等をいう。以下同じ。)である者に対する新再処理法第十二條第一項の規定の適用については、同項中「その実用発電用原子炉設置者等となつた日」とあるのは、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(令和五年法律第 号)の施行の日」とする。

第九条 この法律の施行の際現に実用発電用原子炉設置者等である者が、新再処理法第十一条第一項の規定により最初に納付すべき同項の拠出金に対する新再処理法第十四條の規定の適用については、同条中「各年度の六月三十日(その年度に実用発電用原子炉設置者等となつた者に

あつては、そのなつた日の属する年度の翌年度の六月三十日まで」とあるのは、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律令和五年法律第 号」の施行の日(以下この条において「施行日」という。)から六月以内」と、同条ただし書中「各年度の十二月三十一日まで」とあるのは「施行日から九月以内」とする。

第十条 この法律の施行の際現にその実用発電用原子炉(原子炉等規制法第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。)に係る廃炉(新再処理法第二条第五項に規定する廃炉をいう。次条において同じ。)の実施に必要な費用に充てるため電気事業法第二十七条の二十九において準用する同法第二十七条の三の規定による経済産業大臣の命令に基づき積み立てた引当金がある実用発電用原子炉設置者等は、廃炉推進業務(新再処理法第十一条第一項に規定する廃炉推進業務をいう。以下この項において同じ。)に必要な費用に充てるため、経済産業省令で定めるところにより、実用発電用原子炉設置者等ごとに経済産業大臣が定める額の金銭を、令和六年度から令和三十五年度までの各年度(新再処理法第五条第一項に規定する各年度をいう。以下この項において同じ。)に、経済産業省令で定めるところにより分割して、各年度の三月三十一日(令和六年度にあつては、経済産業大臣が定める日)までに、新再処理法第十二条第一項の規定により届け出た使用済燃料再処理・廃炉推進機構(新再処理法第十三条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後の使用済燃料再処理・廃炉推進機構)に対し、支払わなければならない。ただし、廃炉推進業務の適正な実施に支障が生ずるおそれがないと認められる場合において、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の承認を受けたときは、承認を受けたところに従い、分割して支払うことができる。

2 前項の規定により支払がされた金銭は、新再処理法第十一条第一項の拠出金として納付されたものとみなす。

3 新再処理法第八条第六項から第八項まで及び第九条の規定は、実用発電用原子炉設置者等による第一項の金銭の支払について準用する。この場合において、新再処理法第八条第六項中「機構」とあるのは「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(令和五年法律第 号。以下この項及び次条第一項において「改正法」という。))附則第十条第一項に規定する使用済燃料再処理・廃炉推進機構(次条第一項において「機構」という。)」と、「第一項の納期限(第三項の規定による通知があつた場合にあつては、第四項の納期限。次条第一項及び第十条において同じ。)」とあるのは「改正法附則第十条第一項本文の納期限(同項ただし書の規定による承認を受けた実用発電用原子炉設置者等にあつては、当該承認に係る納期限。次条第一項において同じ。)」と、新再処理法第九条第一項中「前条第一項」とあるのは「改正法附則第十条第一項本文」と読み替へるものとする。

第十一条 令和六年度に廃炉を実施する実用発電用原子炉設置者等に対する新再処理法第十六条及び第十七条の規定の適用については、新再処理法第十六条中「認可業務計画の計画期間内」とあるのは「令和六年度」と、「あらかじめ」とあるのは「第五十五条第五項の規定による認可業務計画の公表後遅滞なく」と、新再処理法第十七条中「前条前段の承認を受けた廃炉実施計画(同条後段の規定による変更があつたときは、その変更後のもの)に基づき」とあるのは「前条前段の承認を受けるまでに実施し、又は当該承認を受けた廃炉実施計画(同条後段の規定による変更があつたときは、その変更後のもの)に基づき実施した廃炉」とする。

第十二条 この法律の施行の際現にその名称中に使用済燃料再処理・廃炉推進機構という文字を用いている者については、新再処理法第二十条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十三条 使用済燃料再処理機構は、施行日までに、必要な定款の変更をし、経済産業大臣の認可を受けるものとする。

2 前項の認可があつたときは、同項に規定する定款の変更は、施行日にその効力を生ずる。(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行の際現に第四条の規定による改正前の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第九条第四項又は第十条第一項の規定によりされている認定は、それぞれ第四条の規定による改正後の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第九条第四項又は第十条第一項の規定によりされた認定とみなす。

(原子力基本法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間における第五条の規定(同号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の原子力基本法(次条及び附則第十八条第二項において「新原子力基本法」という。))第二条の三第四号の規定の適用については、同号中「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」とあるのは、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」とする。

第十六条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から第四号施行日の前日までの間における新原子力基本法第二条の二第一項の規定の適用については、同項中「いう。第十六条の二第二項において同じ」とあるのは、「いう」とする。(罰則に関する経過措置)

第十七条 この法律(附則第一条第四号に掲げる

規定にあつては、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第十八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した後適当な時期において、第一条の規定(附則第一条第四号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の電気事業法及び第四条の規定による改正後の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行後五年を経過した後適当な時期において、新電気事業法の規定の実施状況、原子力施設(原子炉等規制法第二条第七項に規定する原子力施設をいう。以下この項において同じ。)が立地する地域の住民をはじめとする国民の原子力発電に対する理解の状況、原子力施設の安全性の向上を図るための原子力事業者(新原子力基本法第二条第三項に規定する原子力事業者をいう。)の取組の状況、原子炉等規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉の開発及び建設の状況、原子力に関する技術開発の状況、電気の需給の状況、経済社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、新電気事業法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行後五年以内に、新原子炉等規制法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、この法律の施行後五年を経過した後適当な時期において、新再処理法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新再処理法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(国立国会図書館法等の一部改正)

第十九条 次に掲げる法律の規定中

使用済燃料再処理機構	原子力発電における使用済燃料の再処理法律第四十八号
使用済燃料再処理・廃炉推進機構	原子力発電における使用済燃料の再処理法律第四十八号

の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する号)に改める。

- 一 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)別表第一
- 二 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別表第一
- 三 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第二
- 四 消費税法(昭和六十三年法律第八号)別表第三第一号の表

第二十号 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第七号中「使用済燃料再処理機構」を「使用済燃料再処理・廃炉推進機構」に改める。

附則第九条第二十一項中「第百六条第一項を」

「第二十七条の二十九の二第一項」に改める。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)第二十一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第八十号。次条において「原子炉等規制法一部改正法」という。)の一部を次のように改正する。

第八十条中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に一号を加える改正規定及び同条に二号を加える改正規定中「者」を「とき」に改める。

(調整規定)第二十二号 第四号施行日が原子炉等規制法一部

改正法の施行の日以後となる場合には、前条の規定は、適用しない。この場合において、第二条のうち原子炉等規制法第八十条の改正規定中「第十一号」とあるのは「第十二号」と、「同条第十二号」とあるのは「同条第十三号から第十五号までの規定」とする。

(原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)第二十三条 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「拠出金に関する経過措置」を付し、同条中「この法律による改正後の原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律(を」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律(平成十七年法律第四十八号)」に、「新法」を「再処理法」に、「第二条第六項」を「第二条第七項」に、「第四条第一項、第七条及び第八条」を「第五条第一項、第八条及び第九条」に改める。

附則第三条及び第四条を次のように改める。

附則第五条第一項中「新法第五条第一項」を「再処理法第六条第一項」に、「使用済燃料再処理機構」を「使用済燃料再処理・廃炉推進機構」に改め、同条第三項から第五項までを削り、同

条第六項中「第二項」を「前項」に改め、同項第二号中「新法」を「再処理法」に改め、同項を同条第三項とし、同条第七項及び第八項を削る。

附則第六条第一項中「施行日」という。に、「新法」を「再処理法」に、「第四条第一項」を「第五条第一項」に、「第五条第一項」を「第六条第一項」に、「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第二項を削る。

附則第七条第一項中「新法第五条第一項」を「再処理法第六条第一項」に改め、同条第三項中「新法」を「再処理法」に、「第七条第六項」を「第八条第六項」に、「第八条の二」を「第九条の二」に、「第九条」を「第十条」に、「第十条」を「第九条第一項」に改める。

附則第八条中「附則第六条第一項前段の規定による同項前段に規定する金銭(当該金銭が同項)を」を「附則第六条前段の規定による同条前段に規定する金銭(当該金銭が同条)に改める。

附則第九条第一項中「新法」を「再処理法」に、「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第二項中「前項の二」を「同項の二」に改め、同項ただし書中「附則第六条前段の規定による同条前段」を「附則第六条前段の規定による同条前段」に改め、同条第四項中「新法」を「再処理法」に、「第七条第六項」を「第八条第六項」に、「第八条の二」を「第九条の二」に、「第九条」を「第十条」に、「第十条」を「第九条第一項」に改める。

附則第十条、附則第十一条の前の見出し及び同条を次のように改める。

附則第十二条の前の見出しとして「機構の設立に伴う経過措置」を付し、同条中「新法第四十七条」を「再処理法第五十七条」に改める。

附則第十三条中「新法第四十八条」を「再処理法第五十八条」に改める。

附則第十六条を次のように改める。

(民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正)第二十四条 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則百十三条の次に次の一条を加える。

(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の一部改正) 百十三条の二 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第五十二条の三中「第九十九条、第一百一条」を「第一百一条、第一百一条、第一百一条の二」に、「第一百八条及び第九十九条」を「及び第一百八条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、同項中「裁判所」とあり、及び同条中「裁判長」とあるのは「経済産業大臣」と、同法第一百一条第一項中「執行官」とあるのは「経済産業省の職員」と読み替えるものとする。

第五十二条の五中「第九十九条」を「第一百一条」に改める。

(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正)第二十五条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三百三十七条の見出しを「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律の一部改正」に改め、同条中「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」に、「第二十五条第二号」を「第三十三条第二号」に、「第六十二条」を「第七十四条」に改める。

(政令への委任)第二十六条 この附則に定めるもののほか、この

法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

理由

我が国における脱炭素社会の実現に向けて、化石エネルギー源の利用の促進を図りつつ電気の安定供給を確保するため、電気の安定供給の確保等の観点から発電用原子炉の運転期間を定めるとともに、その設置者に対し、長期間運転する発電用原子炉施設に関する技術的な評価の実施及び管理計画の作成を義務付けるほか、使用済燃料再処理機構の業務への廃炉の推進に関する業務の追加、再生可能エネルギー発電事業計画の認定の取消しに伴う交付金の返還命令の創設その他の規律の強化等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。